

平成29年度 内閣官房委託調査

# 竹島に関する資料調査報告書

# 目次

1	はじめに	03
2	調査の目的及び対象	03
3	研究チーム	03
4	調査結果(概要)	04
5	研究委員会の開催	06
6	資料紹介	

※資料部分：資料番号／資料タイトル／収録誌(著作者)等／作成年月日

## (ア) 日本の平穏かつ継続的な主権の行使を示す資料

資料群1: 戦後、竹島における漁獵再開の熱望				07
No.1	マ・ライン上の宝庫『竹島』 禁止区域の撤廃へ 漁業協組が猛運動を展開	毎日新聞島根版	1951年(昭和26年) 3月10日	08
No.2	竹島漁区の操業制限の解除方に付陳情	崎漁業協同組合、知夫漁業 協同組合等による陳情	1951年(昭和26年) 5月10日	11

## (イ) 韓国による不法占拠に対する日本の抗議に関する資料

資料群2: 韓国による竹島の不法占拠と日韓の応酬				14
No.3	竹島に関する日本政府の見解 (第1回日本政府見解)	外務省記事資料	1953年(昭和28年) 7月14日	16
No.4	竹島の領有権明確化へ 国連に提訴か 韓国の不誠意に強硬決意	読売新聞	1953年(昭和28年) 7月14日	18
No.5	竹島領有問題に関する日韓両国政府間の応酬	雑誌『時の法令 別冊』	1966年(昭和41年) 3月10日	20

## (ウ) 韓国の主張の矛盾を示す資料

資料群3: 朝鮮の絵図、フランス人による地理書				23
No.6	東輿線表(鬱陵島)	作成者不明	1743年(寛保3年)	24
No.7	朝鮮教会史	クロード・シャルル・ダレ著	1874年(明治7年)	26

(エ) 諸外国の認識を示す資料

<b>資料群4: サンフランシスコ平和条約草案作成過程と条約発効後における英米の認識</b>				<b>28</b>
<b>No.8</b>	外務省告示第34号 (竹島の爆撃訓練区域指定)	官報	1952年(昭和27年) 7月26日	29
<b>No.9</b>	外務省告示第28号 (竹島の爆撃訓練区域指定の解除)	官報	1953年(昭和28年) 5月14日	31
<b>No.10</b>	サンフランシスコ平和条約に関する 英米間協議(第7回会合議事要旨) Anglo - American Meetings on Japanese Peace treaty		1951年(昭和26年) 5月2日	33
<b>No.11</b>	在東京英国大使館発英国外務省宛報告 (Japanese claim to Takeshima island, also claimed by the Republic of Korea)		1953年(昭和28年) 7月15日	36
<b>No.12</b>	ヴァン・フリート特命報告書 REPORT OF THE VAN FLEET MISSION TO THE FAR EAST		1954年(昭和29年) 9月30日	39
<b>資料群5: 江戸時代に描かれた英国海軍のスケッチ(素描画)</b>				<b>42</b>
<b>No.13</b>	英国海軍作成の竹島の素描画		1866年(慶応2年) 8月9日	44
7	コラム	田村清三郎 - 島根県で活躍した竹島の専門家 -		46
8	あとがき(研究チーム)			50

## 1 はじめに

株式会社ストリームグラフは、平成29年度、内閣官房領土・主権対策企画調整室の委託に基づき、竹島関連資料の調査を行った。調査にあたっては、竹島に関する専門家による研究チームを組織し、資料の調査を行った。また、研究チームが行う調査について助言を受けるため、有識者による研究委員会を開催した。

なお、この報告書の記載内容は、研究委員会の助言を踏まえた研究チームの見解であって、政府の見解を表すものではない。

## 2 調査の目的及び対象

これまでの竹島に関する資料調査事業の成果は、過年度（平成26年度から平成28年度）の報告書にまとめられているところ、今年度の事業は、これまでの調査を継続することとし、竹島関連資料の一層の充実及びその整理を目指して調査を実施した。

とりわけ、今年度は、諸外国の認識を示す資料として、戦後の日本の領土を確定した1951年（昭和26年）のサンフランシスコ平和条約の作成過程と同条約発効後における英米の認識を示す資料を中心に調査を行った。

## 3 研究チーム

研究チームは、竹島に関する資料の調査、整理、確認、画像データ化を行った。

メンバーは、次のとおりである。なお、古文書の翻刻については、内田文恵氏、北村久美子氏、和田美幸氏、飯田奈美子氏、大谷令子氏ならびに岡本久美子氏の指導、協力を得た。

### メンバー

調査統括	藤井 賢二	日本安全保障戦略研究所研究員 島根県竹島問題研究会委員（第2期～第4期） （本事業の研究委員会委員を兼務）
主任研究員	山崎 佳子	島根県竹島問題研究会委員（第2期～第4期）
研究員	内田 てるこ	島根県竹島資料室嘱託員
事業統括	大崎 博之	株式会社ストリームグラフ取締役

## 4 調査結果(概要)

### (1) 成果概要

竹島に関連する約200点の資料(公文書約70点、報道資料及び私資料約130点)を調査した。

主な資料の内容としては、以下が挙げられる。

---

#### (ア) 日本の平穏かつ継続的な主権の行使を示す資料

戦前の漁猟実績がわかる漁業組合による要請等の資料。

(この報告書で紹介する資料のうち、資料群1が該当)

---

#### (イ) 韓国による不法占拠に対する日本の抗議に関する資料

竹島に関する日本政府の見解や関連する調査の動向を伝える記事等の資料。

(この報告書で紹介する資料のうち、資料群2が該当)

---

#### (ウ) 韓国の主張の矛盾を示す資料

韓国による竹島の領有権の主張の矛盾を示す絵図等の資料。

(この報告書で紹介する資料のうち、資料群3が該当)

---

#### (エ) 諸外国の認識を示す資料

米国が竹島を日本領として認識していたことを示す資料や、サンフランシスコ平和条約の草案作成に係る議事要旨等の資料。

(この報告書で紹介する資料のうち、資料群4,5が該当)

---

## (2) 調査経過

### 調査スケジュール

---

平成29年 7月～9月	<ul style="list-style-type: none"><li>・予備調査の実施、調査計画策定。</li><li>・第1回研究委員会を開催し、調査計画案を確認。</li><li>・以降、各地で調査を実施。</li><li>・島根県竹島資料室、島根県立図書館所蔵資料を調査。</li></ul>
10月～11月	<ul style="list-style-type: none"><li>・各機関・個人を対象とした資料調査を継続するとともに、確認した資料を整理。</li><li>・連合国(米国、英国の認識を示す資料)の調査。</li><li>・調査の結果を踏まえ、第2回研究委員会を開催。調査経過の確認や課題の整理を行い、追加的に調査を行う対象について議論。</li></ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"><li>・追加的調査を実施。</li></ul>
平成30年 1月～2月	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告書素案作成。</li><li>・調査成果のとりまとめ。</li></ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"><li>・竹島関係資料集(案)の作成。</li><li>・第3回研究委員会を開催し、追加調査結果の確認を行うとともに、報告書の内容を確認。調査成果を総括。</li></ul>

---

## 5 研究委員会の開催

研究委員会は、事業実施期間中3回開催した。  
メンバー及び各回の内容は以下のとおりである。

メンバー	(順不同)	
委員	塚本 孝	東海大学法学部教授
	高井 晉	笹川平和財団海洋政策研究所 島嶼資料センター特別研究員
	中野 徹也	関西大学法学部教授
	浅羽 祐樹	新潟県立大学大学院国際地域学研究科教授
	杉原 隆	島根県竹島資料室特別顧問
	藤井 賢二	日本安全保障戦略研究所研究員 島根県竹島問題研究会委員(第2期～第4期)

回次	内容
第1回研究委員会	事業目的、実施方針を確認し、調査対象とする資料、調査計画、実施工程について助言を行うため、意見交換を行った。
第2回研究委員会	調査の進捗及び収集資料の内容を確認し、資料のとりまとめ及びその提供方法等について助言を行うため、意見交換を行った。
第3回研究委員会	最終成果について確認を行うとともに、今後の課題について整理し、本事業の総括を行った。

## 6 資料紹介

### (ア) 日本の平穏かつ継続的な主権の行使を示す資料

#### 資料群1: 戦後、竹島における漁猟再開の熱望

---

1905年(明治38年)に竹島が島根県に編入されると島根県は中井養三郎(なかい・ようぎぶろう)らにアシカ猟を許可した。その後消長はあったが第二次世界大戦によって中止するまで事業は続けられ、被許可者からは毎年土地使用料が国庫に納入されていた。また、1921年(大正10年)の島根県令第21号で漁業取締規則が改正され、アシカ猟の被許可者に対して和布や鮑などの採捕が許された。

しかし、戦後、占領下において、いわゆるマッカーサーラインにより、日本人の竹島への接近、接触は禁止される一方で、1947年(昭和22年)9月16日に竹島は米軍海上爆撃訓練区域として指定され(※1)、1951年(昭和26年)7月6日に引き続き同区域として指定された。

このような状況の下、戦前にアシカ猟の許可を得ていた隠岐の漁業者は、竹島での漁猟再開を強く求めた。

1951年(昭和26年)9月8日にサンフランシスコ平和条約が調印されると、日本に制限を課していた個々の事項の見直しが始まった。マッカーサーラインは、翌1952年(昭和27年)4月28日の平和条約の発効に先立って廃止された。日本の主権回復後、日米安保条約の下で竹島は改めて爆撃訓練区域として提供されていたが、1953年(昭和28年)3月19日の日米合同委員会で竹島を米軍の訓練区域から削除する旨の提案が了承され、同年5月1日に日米合同委員会における日米両政府の代表者が竹島を米空軍の爆撃訓練区域から削除することに合意し、同年5月14日、外務省が竹島を米空軍の爆撃訓練区域から解除した旨を告示した。

島根県は同年6月18日付で隠岐島漁業協同組合連合会(同年1月25日発足)に竹島での共同漁業権を免許し(※2)、竹島でのアシカ猟については隠岐在住の漁業者(橋岡忠重(はしおか・ただしげ)、八幡数馬(やわた・かずま)、池田邦幸(いけだ・くにゆき))に許可した(同年6月10日付)。

---

※1 平成28年度資料調査報告書資料No.8(P20)参照

※2 平成28年度資料調査報告書資料No.10(P22)参照



# 戦前の実績を持つ隠岐の漁業者は漁猟再開を熱望

## No.1 マ・ライン上の宝庫『竹島』

### 禁止区域の撤廃へ 漁業協組が猛運動を展開

(1951年(昭和26年)3月10日付毎日新聞島根版)

※注:「マ・ライン」は「マッカーサーライン」の略

#### 資料概要

隠岐の漁業者は、戦前から竹島での漁猟の許可を得て操業していたが、戦後マッカーサーラインの規制によって、竹島での漁猟が禁止されていた。そして、島根県は1946年(昭和21年)7月26日に島根県令第49号(※1)で島根県漁業取締規則から竹島とアシカ漁業に関する項目を削除し、米国は1947年(昭和22年)9月16日に竹島を米軍海上爆撃訓練区域に指定した。

この記事は、このような状況の下、隠岐の漁業協同組合長会議が竹島での漁猟復活を求め、竹島漁業復活請願決議を行い、猛運動を展開することになった旨伝えている。漁猟復活運動のリーダーとなった中川秀政(なかがわ・ひでまさ)は、隠岐出身で西郷(さいごう)町長を経て1947年(昭和22年)から6期県会議員を務め、県議会副議長、同議長にもなった。

記事中、「五箇村(ごかむら)橋岡忠重(はしおか・ただしげ)氏は“昭和十五年夏三十五頭を生捕り、同十六年は三十頭を捕獲した・・・”といった、戦前における竹島での漁猟についての具体的な証言が掲載されている。橋岡忠重は戦前アシカ猟の権利を有しており、1948年(昭和23年)11月に竹島での漁業許可がその期限到来により失効した後、1953年(昭和28年)6月に改めて許可申請を提出して島根県から許可された人物である。橋岡は「許可が下り喜びにたえません。かつての経験を生かしてうんとガン張る覚悟です。(略)資材は十分用意はできているが、何しろ戦時戦後十二年余の空白があるので我々が昔建設した現地の建物、施設などはどうなっているかわからず、現地の施設を完備しなければ操業はできない」と語った(※2)。

橋岡はまた、竹島に韓国人がいるとの情報が入ったため1953年(昭和28年)6月25日に隠岐高校水産科の実習船「鵬丸」で関係者が事実確認するために竹島に渡島した際、一行に加わった。その際、竹島の山はだを見て、「十三年前松の苗木二百本を植えたが育っていない」と語っている。

なお、記事中、竹島は隠岐の漁民によって1667年(寛文7年)に「発見」されたとあるが、これは『隠州視聴合紀』を引用した奥原碧雲著『竹島及鬱陵島』の記述(同書P14-P15)によると思われる。江戸時代の他の文献からは、日本人が1667年(寛文7年)よりも前の時期から現在の竹島を利用していたことがうかがえる。

#### 内容見本

日本海の宝庫、隠岐島五箇村に属した竹島が昭和二十年十月一日政令によるマッカーサーラインに含まれ漁業禁止区域(※3)となってから六ケ年、年額数千万円の産物をあげる“竹島”の漁業復活運動が昨年末中川県議、奥川五箇村長らが提唱して来たが隠岐島産業の再建復興をめざし同漁業禁止区域の撤廃が強く叫ばれ十日西郷町で開かれる漁業協同組合長会議でこれが復活請願の決議を行い猛運動を展開することになった。

※1 島根県令第49号(1946年(昭和21年)7月26日「明治四十四年十二月島根縣令第五十四號漁業取締規則中左の通改正す

昭和二十一年七月二十六日

島根縣知事 門叶 宗雄

島根縣漁業取締規則改正

一 第一條第一項中の左の各號を削除す(略)

二十九 海驢漁業

(略)

二 (以下略)」

※2 参考記事(1953年(昭和28年)6月18日付毎日新聞(大阪本社)島根版記事(本報告書P10))

※3 1945年(昭和20年)10月1日付農林省令第5号「臨時漁船取締規則」のこと。1945年9月27日付FLTLOSCAP(太平洋艦隊連絡団)覚書第80号で、日本漁船による漁業に関して一定の水域内における操業が認められたことを受け制定された。同覚書第80号は、いわゆる「マッカーサーライン」の元となった。

作成年月日	1951年(昭和26年)3月10日
編著者	-
発行者	毎日新聞松江支局
収録誌	毎日新聞(大阪本社) 島根版
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う

# マ・ライン上の宝庫「竹島」

【西郷】日本海の宝庫、隠岐島五箇村に属した竹島が昭和二十年十月一日政令によるマッカーサーラインに含まれ漁業禁止区域となつてから六ヶ年、年額数千円円の産物をあげる「竹島」の漁業復活運動が昨年末中川県議、奥川五箇村長らが提唱して来たが隠岐島産業の再建復興をめざし同漁業禁止区域の撤廃が強く叫ばれ十日西郷町で開かれる漁業協同組合長会議でこれが復活請願の決議を行い猛運動を展開することになった。



竹島の一部と明治38年県知事松永武吉氏が命名した観音岩(右端)

面積二十三区三畝歩、火山質の安山岩で出来ており中央は純然たる噴火口跡を示している。沿岸はすべて洞窟を穿ち断崖絶壁、屏風をつらねた様相で海抜最高三百八十一尺で一部に人參雑草が生え樹木はなく数千の「アシカ」が棲息、海面に頭部を現わしている。附近一帯の海岸は鯨、真河豚、シャチ、イルカのほかフカ、イワシ、サバ、イカ、マグロ、飛魚などの魚場となり和布、海苔、てんぐさなどは無尽蔵といわれ年額数千円

同島は五箇村久見港から西北八十五哩の地点にある二つの無人島で

## 禁止区域の撤廃へ

### 漁業協組が猛運動を展開

経営を統け途中で五箇村八幡長四郎、橋岡忠重阿氏らに継承今日に至っている。

故八幡長四郎氏(元五箇村長)とともにアシカ捕獲事業をつづけた五箇村橋岡忠重氏は、昭和十五年夏三十五頭を生捕り同十六年は三十頭を捕獲した。その後戦争で中止した数十年間、許可権が更新され昭和十八年十一月十二日から同二十三年十一月三十日まで私が事業許可を受けている。貿易再開のためにも復活したいものだ」と語

円の海産物が予想されている。

同島発見の歴史は約二百六十余年前の寛文七年(西暦一六六七)年、隠岐島の漁民によって発見されその後仏船リアンコールドが発見しリアンコー島と称えられたこともあったが、明治三十六年五月先覚者故中井養三郎氏(元西郷町長)が波島、アシカ捕獲事業を行い漁期終るや明治三十七年同氏は上京、当時の内相芳川顯正、外相小村寿太郎、農相清浦奎吾氏らに領土編入につき請願書を提出して閣議を通過「竹島」と命名され中井氏はアシカの捕獲事業の許可を受け

っている。

宮川隠岐支庁長の話 竹島は昭和二十年十月一日同島周辺十二哩以内では政令三百六号により漁業が出来ぬことになった。その後二十四年八月漁業区域制限を改正され三哩以内に縮小さ

れているが産業復興のためにも、禁止区域の撤廃を請願して実現に努めたい。



# アシカ狩りにわく五箇村

## 戦前の腕が鳴る鳴る

### 先ず現地施設の整備から

【西郷】既報、日本海の孤島隠岐、島五箇村沖合「竹島」の漁業権確保のため県では十六日隠岐島五箇村大字久見、橋岡忠重氏(五)に対し戦後初のアシカ捕獲漁業の許可を行ったがこの朝報に地元五箇村では花やかなアシカ狩りや周辺の漁業が目前に再開できるというの

で喜びに包まれている。かつてアシカ捕獲に十数年の経験を持ち今回再許可をうけた橋岡氏はその喜びと今後の構想をつまみとわりの語った。

待たれた「竹島」のアシカ捕獲漁業の許可が下り喜びにたまえせん。かつての経験を生かして

### 産地は世界で唯一

なぜアシカが重宝がられるか

【西郷】「竹島」のアシカ捕獲が許可となったが、なぜアシカが重宝がられるか、五箇村橋岡忠重氏に聞いてみた。

素人はアシカとオットセイを間違えるが現在サウス、動物園に飼っているアシカはアメリカから輸入したもので曲芸の出来るアシカの産地は世界で二ヶ所、米國と日本の竹島で、今後は輸入と反対に輸出するようになると思う。また殺した場合は油と毛皮を採取、内臓はホルモンの原料などが採出出来る。



うんとカン張る寫眞です。アシカ捕獲に用いる漁船小舟、網など

どの資材は十分用意はできているが、何しろ戦時戦後十二年余



の空白があるので我々が昔建設した現地の建物、施設などはどうなっているかわからず、現地の施設を整備しなければ操業はできない。早急に現地に乗り込み調査したうえ出漁することになるが、恐らく七、八月中には出漁することになる。五箇村の八幡、池田阿氏とよく協力してアシカ捕獲に従事する。

.....

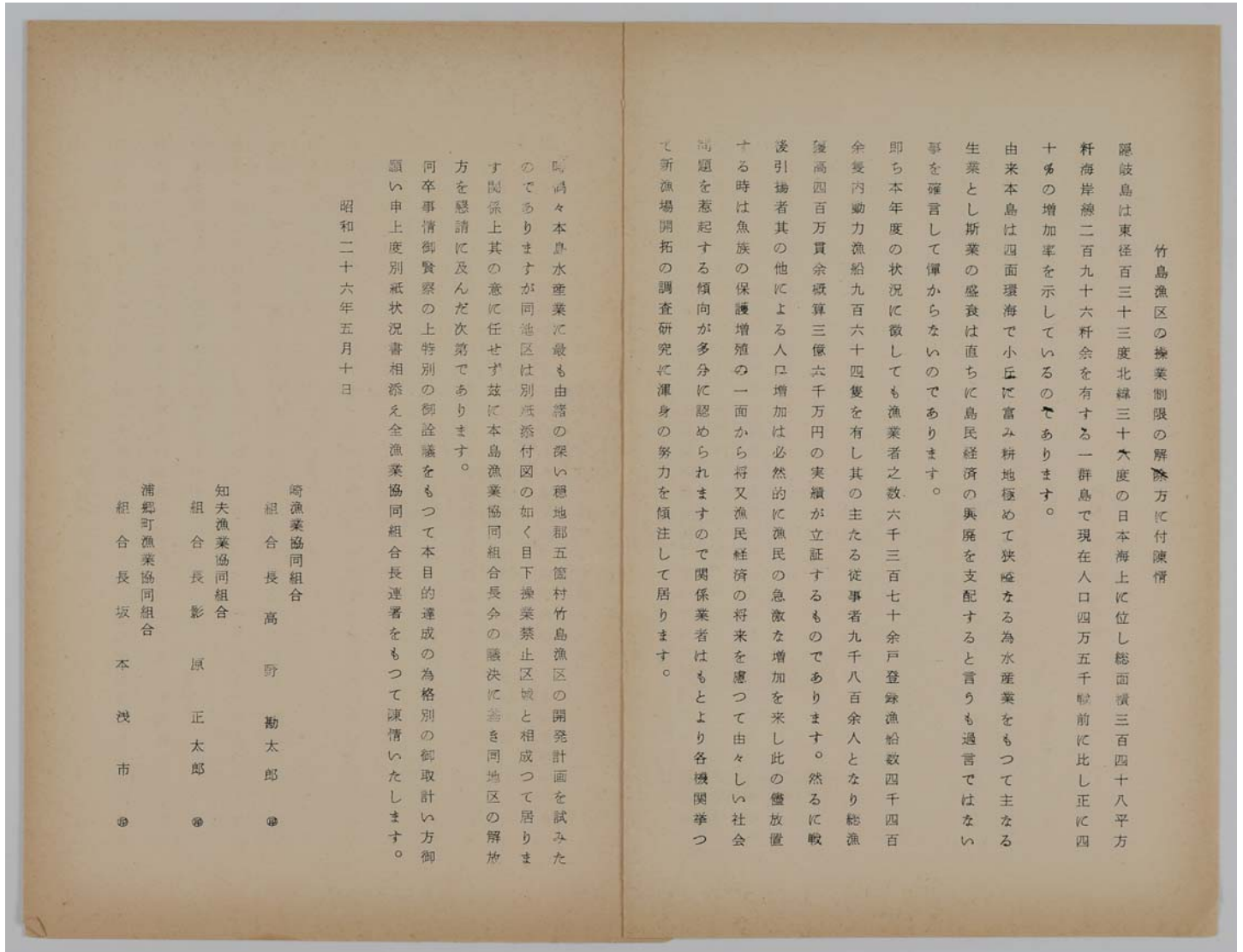
①まるまるかかったアシカ②竹島のアシカ狩りの準備③いすれも戦前撮す

※参考記事  
 「アシカ狩りにわく五箇村 戦前の腕が鳴る鳴る 先ず現地施設の整備から」  
 (1953年(昭和28年)6月18日付毎日新聞(大阪本社)島根版記事)  
 島根県立図書館所蔵

# 隠岐の漁業者による戦前の竹島での漁業実績を明記

## No.2 竹島漁区の操業制限の解除方に付陳情

(崎漁業協同組合、知夫漁業協同組合等による陳情) (1951年(昭和26年)5月10日)



### 資料概要

戦前から竹島での漁猟の許可を得て操業していた隠岐の漁業者が、戦後マッカーサーラインの規制によって禁止されていた竹島での漁猟の再開を求めた陳情書である。島根県は1946年(昭和21年)7月26日に島根県令第49号で島根県漁業取締規則から竹島とアシカ漁業に関する項目を削除しており、1947年(昭和22年)9月16日には、竹島は米軍海上爆撃訓練区域に指定されていた(1951年(昭和26年)7月6日に引き続き指定)。

隠岐の23の漁業組合が連名で作成したこの陳情書には、漁獲物の種類、出漁船数、漁業時期など、戦前の漁猟実績が記載されており、隠岐の漁業者が戦前竹島で行った漁労の実態が反映されている。また、同陳情には「状況書」が添付されており、「漁業権の変遷」の項目に大正9年5月5日、大正14年10月15日、昭和4年1月21日、昭和9年1月20日、昭和13年11月30日、昭和18年11月12日にそれぞれアシカ漁業の許可が行われてきたことが記載されており、竹島において、継続的に行政権が行使されてきた実態が読み取れる。

この陳情書が実際にどこにどのように提出されたかは不明であるが、島根県は1952年(昭和27年)5月16日に「島根県規則第29号」で「島根県海面漁業調整規則」の一部を改正して「第四条(漁業の許可)」に「あしか漁業」を加え知事による許可漁業とした(※1)。理由には「すでに出漁希望者も相当数ある等の事情を勘案し捕獲制限する必要が認められ、戦前同様漁業として秩序維持を図りたい」としている。

竹島の爆撃演習地についても、島根県は1952年(昭和27年)5月20日、外務大臣と農林大臣に「島根県隠岐支庁管内竹島を駐留軍の爆撃演習地より除外されたい。」という陳情書を提出した。

この陳情書は島根県会議員を務めた中川秀政が残した資料の中に含まれていた。中川は隠岐島漁業協同組合連合会の初代の代表理事、会長でもあり、「竹島の領土権確保と島民の利益擁護に関する陳情」等積極的に県や国に陳情を繰り返した。

## 内容見本

## 状況書

## 一、位置

(略)

## 二、漁業権の変遷

(略)

## 2. 禁止区域となつた法的根拠

イ昭和二十四年八月十五日政令三〇六号

漁船の操業区域の制限に関する政令第三条

ロ昭和二十四年九月二十一日

右政令の一部改正(※2)

## 三、漁獲物の種類

- |         |     |          |
|---------|-----|----------|
| 1. 海 驢  | 年 約 | 七〇頭      |
| 2. あわび  | さざえ | 〃 〃 一〇万貫 |
| 3. 和 布  | 〃 〃 | 二〇万貫     |
| 4. 天 草  | 〃 〃 | 一千貫      |
| 5. か き  | 〃 〃 | 五万貫      |
| 6. 赤なまこ | 〃 〃 | 一〇万貫     |

## 四、従来の出漁船数及び漁獲時期

## 1. 出漁船数

- |       |    |                            |
|-------|----|----------------------------|
| イ 運搬船 | 一隻 |                            |
| ロ 操業船 | 五隻 | 内二隻(乗組員六名) 海驢採捕<br>内三隻 採貝船 |

## 2. 漁業時期

- |       |                 |      |
|-------|-----------------|------|
| イ 第一回 | 自六月十日<br>至六月末日  | 二十日間 |
| ロ 第二回 | 自九月五日<br>至九月十五日 | 十日間  |

許可年月日	許可期間	住所	許可受有者氏名	漁業名称
大正九年五月五日	五ヶ年	島根県周吉郡 西郷町大字西町	中井 養一	海驢漁業
大正十四年十月十五日	〃	〃	〃	〃
昭和四年一月二十一日	〃	島根県穂地郡 五箇村大字久見	八幡長四郎外二名	〃
昭和九年一月二十日	〃	〃	〃	〃
昭和十三年十一月三十日	自一三、一、三〇 至一八、一、二九	〃	〃	〃

別紙図面の通り  
漁業権の変遷  
1. 漁業鑑札

明治四十年頃より操業してゐるが大正九年に至るまでの許可については確  
実なる状況不明

※1 島根県規則第29号(1952年(昭和27年)5月16日)  
「島根県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

昭和二十七年五月十六日

島根県知事 恒 松 安 夫

## ●島根縣規則第二十九号

島根県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県海面漁業調整規則(昭和二十六年島根県規則第八十  
八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の次に次の二号を加える。

十四 (略)

十五 あしか漁業(略)

(以下略)」

※2 「漁船の操業区域の制限に関する政令の一部を改正  
する政令(1949年(昭和24年)9月21日政令第339号)のこ  
とで、1949年(昭和24年)9月19日付SCAPIN2046で、竹島  
への接近禁止範囲が12海里から3海里に縮小されたこと  
を受けて、発出された。

作成年月日	1951年(昭和26年)5月10日
編著者	隠岐の23の漁業協同組合の組合長
発行者	-
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

昭和十八年十一月十二日	自一八二一、一二		
	至三三二、三〇		

2. 禁止区域となつた法的根拠

イ 昭和二十四年八月十五日政令三〇六号

漁船の操業区域の制限に関する政令第三条

ロ 昭和二十四年九月二十一日

右政令の一部改正

三、漁獲物の種類

種類	年約
1. 海 鱈	七〇頭
2. あわび	一〇万貫
3. 和 布	二〇万貫
4. 天 草	一千貫
5. か き	五万貫
6. 赤なまこ	一〇万貫

四、従来の出漁船数及び漁獲時期

1. 出漁船数

イ 運搬船	一隻
ロ 操業船	五隻
内二隻 (乗組員六名)	海驢採捕
内三隻	採貝船

2. 漁業時期

イ 第一回	自六月十日	二十日間
	至六月末日	
ロ 第二回	自九月五日	十日間
	至九月十五日	

# (イ) 韓国による不法占拠に対する日本の抗議に関する資料

## 資料群2: 韓国による竹島の不法占拠と日韓の応酬

1952年(昭和27年)1月18日の韓国による「李承晩ライン」の一方的設定に対して、日本政府は同年1月28日付で抗議の口上書(※1)を韓国政府に送付した。これを含め、日韓両政府間で応酬された竹島問題に関する口上書は、日韓の国交が正常化した1965年(昭和40年)までに日本側32通、韓国側24通に及ぶ。

そのうち、日本政府は、竹島が日本国領土であること及びその正当性について詳述した口上書『竹島に関する日本政府の見解』を1953年(昭和28年)7月13日(第1回)(※2)、1954年(昭和29年)2月10日(第2回)、1956年(昭和31年)9月20日(第3回)及び1962年(昭和37年)7月13日(第4回)に送付し(※3)、韓国政府はそれらに反論する口上書を1953年(昭和28年)9月9日(第1回)、1954年(昭和29年)9月25日(第2回)及び1959年(昭和34年)1月7日(第3回)にそれぞれ送付した。

なお、1962年(昭和37年)7月13日の日本側口上書に対する1965年(昭和40年)12月17日の韓国政府の口上書(第4回)には反論の具体的な記述はない。

日本政府は一貫して、1905年(明治38年)の竹島の島根県編入にも見られるとおり、竹島の平穏かつ継続的な支配が国際法上、竹島領有の根拠となることを述べ、朝鮮半島にあった政府がそれ以前に竹島を領有していた根拠を示すよう韓国政府に求めた。

また、1954年(昭和29年)9月25日には日本政府が口上書で竹島問題の国際司法裁判所提訴への付託を提案し、同年10月28日には韓国政府が口上書でそれを拒否するという応酬が行われている。

以上、次頁の関連年表参照

※1 平成28年度資料調査報告書資料No.12(P27)参照

※2 本報告書資料No.3(P16)参照

※3 1954年(昭和29年)2月10日の口上書は竹島資料ポータルサイト(「竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて」1954年(昭和29年)11月、外務省情報文化局『海外調査月報』4巻11号)に掲載

## 関連年表(1965年まで。下線は、竹島の領有をめぐる日韓両国政府の主張に関する口上書(※))

※口上書の内容は、この報告書資料No.5(P20)参照

日本/米国(連合国)		韓国	
1945.11.3	米太平洋艦隊、漁船操業区域(マッカーサーライン)設定(※) ※日本商船管理局(Naval Shipping Control Authority for Japanese Merchant Marine)覚書(SCAJAP-587)		
1946.1.29	総司令部、SCAPIN-677で竹島に対する日本政府の権力行使を停止。		
1946.6.22	総司令部、SCAPIN-1033でマ・ライン拡大。竹島は区域外。竹島への接近禁止範囲が12海里と規定。		
1947.9.16	総司令部、SCAPIN-1778で竹島を爆撃訓練区域として指定。	1947.6~8	南朝鮮の新聞各紙に「独島」関連記事。
1949.9.19	総司令部、SCAPIN-2046でマ・ライン改定。竹島は変わらず。竹島周辺への接近禁止範囲が12海里以内から3海里以内に変更。	1947.8.16 ~8.28	朝鮮山岳会、鬱陵島と竹島を調査。
		1948.6.8	米軍の竹島爆撃により朝鮮人に死傷者発生。
1951.7.6	総司令部、SCAPIN-2160で竹島を爆撃訓練区域として再指定。	1951.7.19	韓国政府、竹島が韓国領であるとして平和条約草案の修正を米国政府に要求。
1951.8.10	米国政府は同年7月19日付の韓国の要求を拒否(「ラスク書簡」)。		
<u>1952.1.28</u>	<u>日本政府、李承晩による「海洋主権宣言」に抗議。韓国による竹島領有“僭称”を否認。</u>	1952.1.18	李承晩による「海洋主権宣言」。主権を宣言した水域に竹島を取り込む。
1952.4.25	マッカーサーライン廃止。	<u>1952.2.12</u>	<u>韓国政府、1952年1月28日付の日本の抗議に関して日本政府に反論。</u>
<u>1952.4.25</u>	<u>日本政府、韓国の竹島領有の主張に反駁。</u>		
1952.4.28	サンフランシスコ平和条約が発効。		
1952.7.26	外務省が日米行政協定にしたい竹島を米空軍の爆撃訓練区域に指定した旨告示。	1952.9.17 ~9.28	韓国山岳会、「鬱陵島・独島学術調査団」派遣。
1952.12.4	米国政府、韓国政府に米国の立場は「ラスク書簡」のとおりである旨通知。		
1953.3.19	日米合同委員会で竹島を米空軍の爆撃訓練区域から削除する旨の提案を承認。		
1953.5.1	日米合同委員会における日米両政府の代表者が竹島を米空軍の爆撃訓練区域から削除することに合意。		
1953.5.14	外務省が竹島を米空軍の爆撃訓練区域から解除した旨告示。		
1953.6.18	島根県は竹島での漁業権を隠岐島漁業協同組合連合会に免許(6月10日付でアシカ漁業を隠岐在住の漁業者に許可)。		
1953.6.27	海上保安庁職員、警察官、島根県職員が竹島に上陸。不法入国していた韓国人に退去勧告。	1953.8.22	韓国政府、日本艦船の「領域侵犯」(1953.7.12)に抗議。
1953.7.12	巡視船「へくら」が竹島で銃撃される。	<u>1953.9.9</u>	<u>韓国政府、竹島に関する韓国政府の見解(第1回)を送付。</u>
<u>1953.7.13</u>	<u>日本政府、竹島に関する日本政府の見解(第1回)を送付。</u>	1953.10.11 ~10.17	韓国山岳会、「鬱陵島・独島学術調査団」派遣。
<u>1954.2.10</u>	<u>日本政府、竹島に関する日本政府の見解(第2回)を送付。</u>		
1954.5.3	隠岐島五箇村久見漁業協同組合が竹島で漁労。	1954.6.11	韓国政府は竹島に海洋警察隊急派。
1954.8.23	巡視船「おき」が竹島で銃撃される。		
<u>1954.9.25</u>	<u>日本政府、竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案。</u>	<u>1954.9.25</u>	<u>韓国政府、竹島に関する韓国政府の見解(第2回)を送付。</u>
1954.9.30	米国政府、「ヴァン・フリート特命報告書」作成。平和条約で竹島が日本領に残されたこと、竹島問題の国際司法裁判所付託を韓国に勧めたことを記述。(10月4日、アイゼンハワー米国大統領に報告)		
1954.11.21	巡視船「へくら」と「おき」が竹島で砲撃される。	<u>1954.10.28</u>	<u>韓国政府、竹島問題の国際司法裁判所への付託を拒否。</u>
		1955.5	韓国政府外務部、『外交問題叢書第11号 独島問題概論』刊行。
<u>1956.9.20</u>	<u>日本政府、竹島に関する日本政府の見解(第3回)を送付。</u>		
		<u>1959.1.7</u>	<u>韓国政府、竹島に関する韓国政府の見解(第3回)を送付。</u>
1962.3.12	小坂善太郎外相、崔徳新外務部長官との会談で竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案。		
<u>1962.7.13</u>	<u>日本政府、竹島に関する日本政府の見解(第4回)を送付。</u>		
1962.10.20	大平正芳外相、金鍾泌中央情報部長との会談で竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案。		
1962.10.22	池田勇人首相、金鍾泌中央情報部長との会談で竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案。		
1962.11.22	大平正芳外相、金鍾泌中央情報部長との会談で竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案。		
1965.6.22	「紛争の解決に関する交換公文」	1965.6.22	「紛争の解決に関する交換公文」
		<u>1965.12.17</u>	<u>韓国政府、竹島に関する韓国政府の見解(第4回)を送付。</u>



# 日本政府が竹島領有の正当性を示し、韓国政府に反論

## No.3 竹島に関する日本政府の見解(第1回日本政府見解) (1953年(昭和28年)7月14日付外務省記事資料)

### 資料概要

1953年(昭和28年)7月13日、日本政府は竹島領有の正当性を主張し、韓国に対して、口上書をもって反論した。本資料は同口上書の発出の翌日(7月14日)に日本国外務省が対外的に発表した、当該口上書と同内容の記事資料である。これ以降この口上書を含め4回にわたって日韓両政府間で口上書の応酬が続いた。

この口上書において、古来、日朝のいずれが、より明確に竹島を認識し、領有してきたかという歴史的な論点、1905年(明治38年)の竹島の島根県編入とその後の実効支配についての国際法的な論点、戦後の日本領土の確定過程についての論点、の三つの論点をもって日本の竹島領有の正当性を主張した。

### 内容見本

一、本件につき論述するに際し、まず、古く竹島又は磯竹島と称していたのは、鬱陵島のことであり、今日の竹島は松島として知られていたという事実を想起する必要がある。

(略)

三、このように、日韓両国の間で紛争のあつたのは、すべて鬱陵島のことであつて、今日の竹島が両国の間で問題となつたことはない。

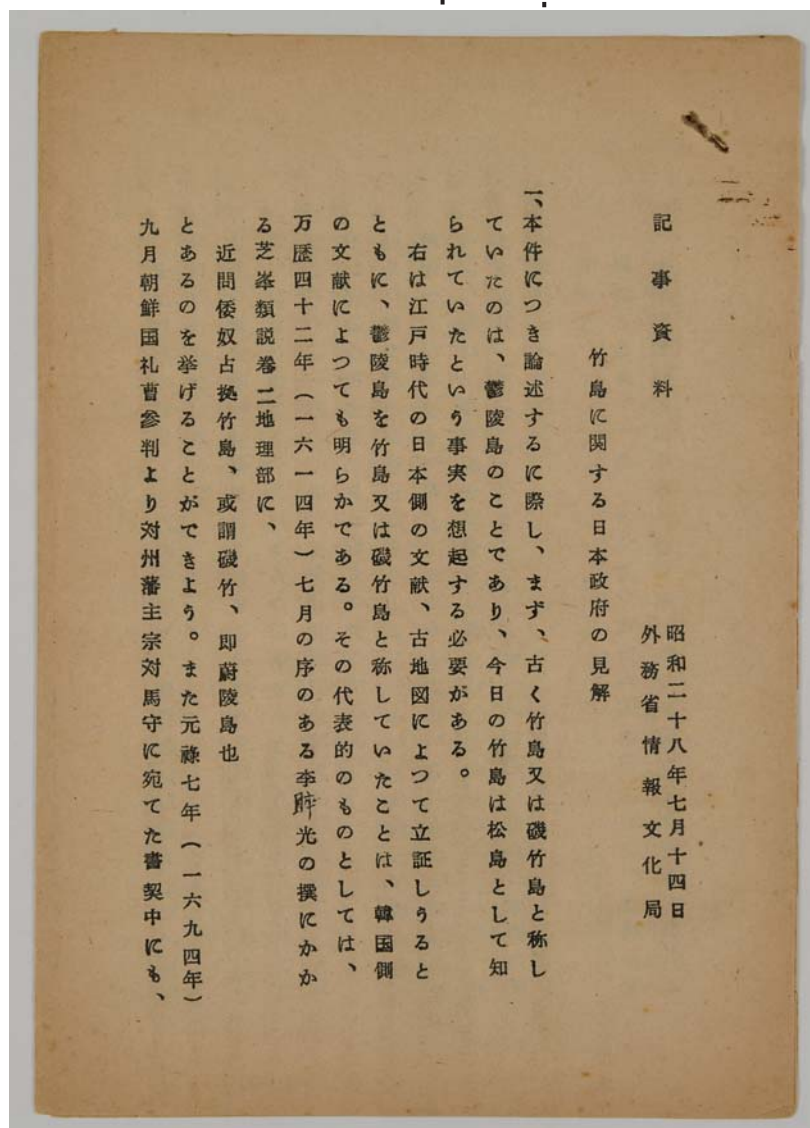
四、一方今の竹島は古く松島の名によつて、わが国に知られ、その版図の一部と考えられていたことは、文献、古地図等からも明らかである。

五、以上の歴史事実はさておいても、竹島が日本の領土であることは国際法上からみても何等疑問の余地がない。

近代国際法の通念によれば、凡そ一国が領土権を確立するためには、領土となす国家の意思とこれが有効的経営を伴うことが必要であるが、これを竹島についてみるに、日本政府は日韓併合に先立ち、既に明治三十八年(一九〇五年)二月二十二日附島根県告示第四〇号をもつて同島を島根県所属隠岐島司の所管に編入すると同時に中井養三郎は日本国政府の正式許可を得る[。]同島に漁舎を構えて人夫を移し、海驢漁獵の経営に着手し、爾來今次戦争発生直前まで日本国民によつて有効的な経営がなされてきたのである。

この間諸外国から同島の日本帰属について問題とされたことはない。

(略)



作成年月日	1953年(昭和28年)7月14日
編著者	外務省情報文化局
発行者	-
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う

政府が採漁伐木のための渡島を禁止したのも鬱陵島であつて、今日の竹島ではない。

三、このように、日韓兩國の間で紛争のあつたのは、すべて鬱陵島のことであつて、今日の竹島が兩國の間で問題となつたことはない。四、一方今の竹島は古く松島の名によつて、わが国に知られ、その版図の一部と考えられていたことは、文献、古地図等からも明らかである。

五、以上の歴史事実はさておいても、竹島が日本の領土であることは国際法上からみても何等疑問の余地がない。

近代国際法の通念によれば、凡そ一國が領土権を確立するためには、領土となす國家の意思とこれが有効的經營を伴うことが必要であるが、これを竹島についてみるに、日本政府は日韓併合に先立ち、既に明治三十八年（一九〇五年）二月二十二日附島根県告示第四〇号をもつて同島を島根県所屬隱岐島司の所管

3

に編入すると同時に中井養三郎は日本國政府の正式許可を得る同島に漁舎を構えて人夫を移し、海嘯漁獲の經營に着手し、爾來今次戰爭發生直前まで日本國民によつて有効的な經營がなされてきたのである。

この間諸外國から同島の日本歸屬について問題とされたことはない。

六、終戦後連合軍總司令部は、日本國政府に対し、一九四六年一月二十九日附覚書S O A P I N 第六七七号をもつて、日本國政府が竹島に対して政治上または行政上の権力を行使すること及び行使しようと企てることを停止するよう指令したが、同覚書は竹島を日本の領域から除いたものではない。即ち同覚書第六項は「この指令中の条項は何れもポツダム宣言の第八条にある小島嶼の最終的決定に關する連合國側の政策を示すものと解釈してはならない」とことわり、同覚書は決して竹島を日本の領域

4

# 韓国に継続的に抗議、ICJ提訴を検討

## No.4 竹島の領有権明確化へ 国連に提訴か 韓国の不誠意に強硬決意 (1953年(昭和28年)7月14日付読売新聞)

### 資料概要

1953年(昭和28年)7月12日の竹島での巡視船「へくら」銃撃事件を受け、国際司法裁判所提訴を含めた日本政府の方針が検討されたことを伝えている。なお、翌13日に日本政府は韓国政府に対し抗議の口上書を発出し、翌14日にその内容を対外的に公表した(※)。

本件記事は、上記事実関係についてとりあげているほか、韓国による李承晩ラインの一方的設定以来この時点までに発出された竹島問題に関する日韓両国間の口上書(日本:1952年(昭和27年)1月28日、韓国:1952年(昭和27年)2月12日、日本:1952年(昭和27年)4月25日)を紹介して、日韓両国の主張を整理している。

※ 本報告書資料No.3 (P16)参照

### 内容見本

十二日朝竹島付近で海上保安庁巡視船が韓国漁船から射撃された事件につき、外務省では十三日午後八時在日韓国代表部に対し口上書をもって嚴重抗議を申入れたが、政府としては今後の成行き如何によっては竹島の領有権に関しヘーグの国際司法裁判所への提訴、および国連への提訴をも考慮中であるといわれ、同問題の成行きは俄然注目されるに至った。

今回の抗議は十三日午後行われた海上保安庁、法務省、国警、外務省の合同会議の結果発せられたもので、(略)韓国側がこの抗議に対して依然黙殺の態度をとるか、誠意ある態度を示さぬときは日本としても重大決意で当るべきだとの意見が支配的だった(略)

作成年月日	1953年(昭和28年)7月14日
編著者	-
発行者	読売新聞社
収録誌	読売新聞
言語	日本語
媒体種別	電子データ
公開有無	有
所蔵機関	読売新聞社
利用方法	ヨミダス歴史館で閲覧を行う

# 竹島の領有権明確化へ

## 国連に提訴か

### 韓国の不誠意に強硬決意

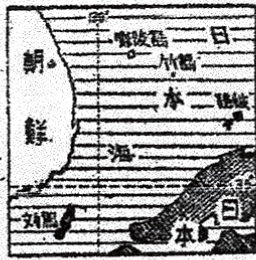
十二日朝野両派近で海上保安庁巡視船が韓国漁船から押離された事件につき、外務省では十三日午後八時在日韓国代表部に宛てて口上書をもちて嚴重抗議を申入れたが、政府としては今後の感行を如何によつては竹島の領有権に關しヘーグの國際司法裁判所への提訴、および國連への提訴をも考慮中であるといわれ、同國領の感行を依然注目されるに至つた。

今回の抗議は十三日午後進行われ海上保安庁、法務省、國務、外務省の合同會議の結果発表せられたもので、政府は十四日にはこの抗議内容、竹島の領有権に關する政府の意圖、および従来の日韓間進行した論争内容の詳細を公表して、外世に説明することをした。同日の合同會議ではさらに韓國側が竹島の領有権に對して依然然然の態度を固めるか、誠意ある態度を示さぬときは日本としても重大決意を表明するとの意思が支離的になったといわれ、その具体的方法

に、き業権感行では「韓國側の出力によつては今後日本側として筋をとおすために、まず第三國（アメリカ）に調停方を依頼し、それが実現しないか不成功に陥つた時はヘーグの國際司法裁判所へ提訴して日韓双方の法的主張の正当性をき業定を求めるといふ法律的解決をはかるか、それでも國連に提訴して政治的解決をはかるか何れかの措置をとりていたらしい」このへ、政府の強硬決意を伝へた。同日に行はれる五月廿八日も韓

國領夫が無断上陸した事實があり、この時も外務省から六月廿三日付で「竹島は日本領ゆえ今後このような事象の再発防止のため警備された」と一面の抗議を發しているが今日まで何ら韓國側から回答がないばかりか、再び今回の不祥事の発生をみたことが政府の憤激の原因であり、今後韓國側が提訴時、現実的に解決をはかる態度にすることが要求されている。

面から回答がないばかりか、再び今回の不祥事の発生をみたことが政府の憤激の原因であり、今後韓國側が提訴時、現実的に解決をはかる態度にすることが要求されている。



「日本政府は当然日本領である竹島に對し、韓國側が領土權を主張することは認めえない」と通告した。これに對し韓國側は同年二月十三日付口上書で

「一九四六年一月廿九日の總司令部通牒（SCAP 167）六七七号により竹島の領有権は日本から剥奪された。

一、當時のマッカーサー・ライオンが受けても竹島は韓國領に含まれている。

二、この点をあげて「韓國側に關連いなり」と反論してきた。そこで日本側としてはさらに同年四月廿五日付口上書で

「一、同島は歴史上古くから島根縣蘆原郡五箇村の一環である。

### 裁定は拘束力をもつ

竹島の領有権問題が再びクロソース・アップされたが、この争点はどこにあるのか。

「前日總司令部通牒は「竹島に對する日本の行政權行使の一時的停止を命じたものの「つまり領有権を排除したものでない」「一、また右の通牒およびマッカーサー・ライオンは決して「統治権および漁業權についての最後の決定ではない」とされており、現に「マ・ライオンは撤廃されている。本日の論議をあげて反論を行つている。その後本年二月廿七日韓國政府國防部が「竹島の領有権につきアメリカ當局の同意をえた」と発表したが、政府はたゞちにアメリカ海軍軍司令官に照會の結果「國連軍司令部は竹島における擴張演習の中止を韓國政府に通告したに止まり、それ以外に何もいっていない」との回答をえている。

裁判所規定（一種の契約）に加入していないため多少問題であるが、これについては日本が同議定を承認し、裁判所當局が提訴内容をその議定範圍内の問題であるとするか、韓國側もその裁定により解決に與存しない場合は提訴は受理される。この結果日韓双方の主張に線定が下されればそれは韓國側に拘束力をもつこととなり、事實上線定には強制力はなかりして、國際的な道義的制裁を無視する以外、その裁定は較われないことになる。

# 日本政府は、韓国政府に対して継続して抗議

## No.5 竹島領有問題に関する日韓両国政府間の応酬

(1966年(昭和41年)3月10日)(雑誌『時の法令 別冊』)

### 資料概要

竹島問題に関する日韓間の口上書の応酬の経緯の一覧。1952年(昭和27年)～1965年(昭和40年)の間に、日韓両政府がそれぞれ相手国政府に対して送付した口上書(日本32回分、韓国24回分)の日付や概要が一覧表の形でまとめられている。

### 内容見本

竹島領有問題に関する日韓両国政府間の応酬(日付順)

#### 日本側口上書

一九五二・一・二八

李ライン宣言(同年一月一八日)に抗議すると共に、同ライン内に組み入れられた竹島は疑いもなく日本領土であり同島に対する韓国の領有権は認められない旨通告(※1)

(略)

一九五二・四・二五

「韓国側による竹島領有権の主張に対する反駁(竹島は島根県の一部として長年日本国の統治下にある。SCAPIN-677は竹島について日本国の領土権を否定したのではなく、また、マッカーサーライン設定のSCAPIN-2046(1949年9月19日付)(※2)も領土権について連合国の最終的(決定)に(関する政策を)明示したのではないことを明記している。)」

(略)

一九五三・七・一三

竹島領有に関する日本政府の見解(竹島が日本国領土の一部であることについての歴史的事実及び国際法上もなんら論議の余地のないことを記述)(※3)

(略)

一九五四・一一・二九

韓国政府による竹島切手発行に対する抗議

(略)

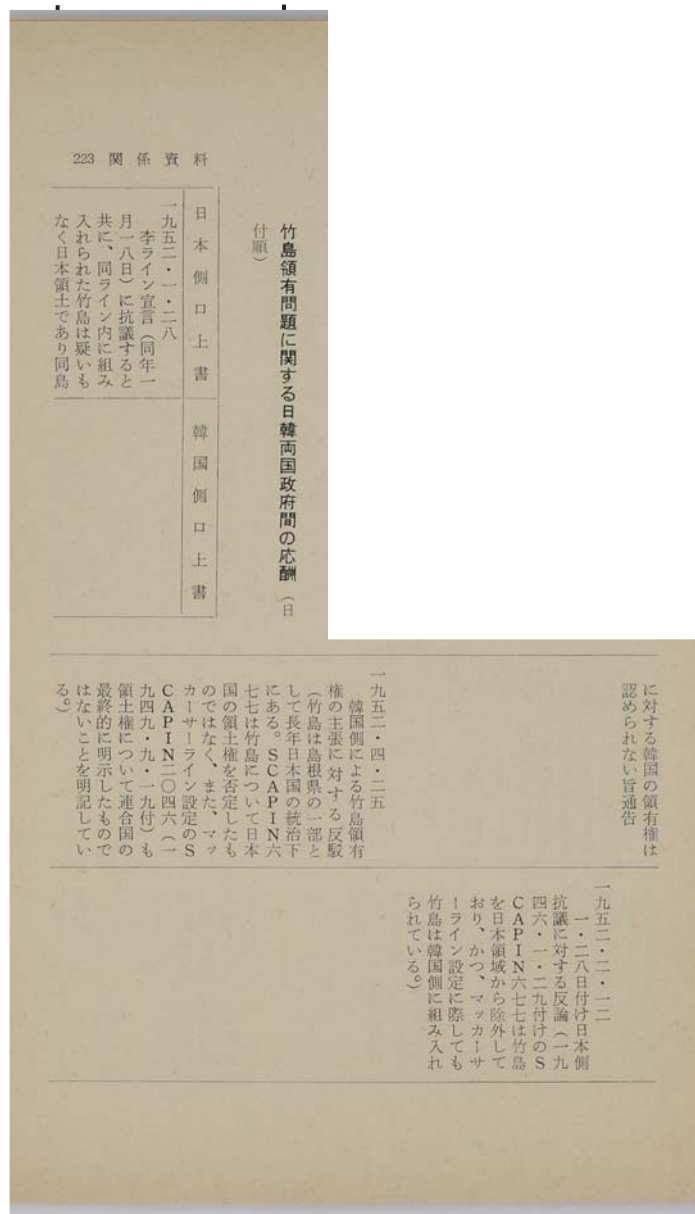
#### 韓国側口上書

(略)

※1 平成28年度資料調査報告書資料No.12(P27)参照

※2 ここでマッカーサーラインが初めて設定されたというわけではなく、SCAPIN-2046により同ラインの修正が行われたことを示す。これにより、竹島への接近可能距離が12マイルから3マイルへと縮小された

※3 正確な名称は「竹島に関する日本政府の見解」口上書の詳細については、この報告書資料No.3(P16)参照



作成年月日	1966年(昭和41年)3月10日
編著者	
発行者	大蔵省印刷局
収録誌	時の法令 別冊 日韓条約と国内法の解説
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館
利用方法	国立国会図書館で利用手続きを行う

一九五三・六・二二  
島根県島根丸により、  
韓国人漁民約三〇名が竹  
島附近で漁業に従事して  
いることを発見(同年五  
月二十八日)したので領域  
侵犯について抗議

一九五三・六・二六  
日本側口上書に対する  
反駁

一九五三・八・八  
七月一三日付け口上書  
を引用、竹島に関する一  
般的抗議

一九五三・八・二二  
日本国船の領域侵犯  
(同年七月二日)に関  
する抗議

(同年六月二十八日)に抗  
議

一九五三・七・一三  
竹島領有に関する日本  
政府の見解(竹島が日本  
国領土の一部であること  
についての歴史的事実及  
び国際法上もなから論議  
の余地のないことを記  
述)

一九五三・七・一三  
海上保安庁巡視船が韓  
国官憲の保護のもとに韓  
国漁民が漁業に従事して  
いるところを発見し、か  
つ、同巡視船が銃撃を加  
えられたこと(同年七月  
一二日)に関して抗議

一九五三・八・四  
日本国船の領域侵犯及  
び日本官憲の標識建立

一九五四・二・一〇  
竹島領有に関する日本  
政府の見解(竹島が日本  
国領土であることにつ  
いての歴史的事実の記述  
―第二回)

一九五三・九・九  
竹島領有に関する韓国  
政府の見解(竹島が韓国  
領であるとの歴史的事実  
の記述)  
一九五三・九・二六  
日本国船の領海侵犯、  
領土侵犯(同年九月一七  
日)の抗議

一九五四・六・一四  
韓国側の領海侵犯及び  
不法漁業従事(同年五月  
二三日)について抗議  
一九五四・八・二六  
海上保安庁巡視船に対  
する銃撃(同年八月二三  
日)に関して抗議  
一九五四・八・二七  
韓国側の不法漁業従事  
(同年六月一六日)、韓  
国旗の不法掲揚(同年七  
月二八日)、灯台建立(同  
年八月二三日)等に抗議

一九五四・六・一四  
日本国船による領海侵  
犯(同年五月二三日)に  
抗議

判所への付託を提議  
一九五四・一〇・二一  
韓国側による大砲の設  
定並びに家屋及び無線用  
柱の新築を視認(同年一  
〇月二日)したのでこれ  
らについて抗議

政府の見解(竹島が韓国  
領土であるとの歴史的事  
実の記述―第二回)

一九五四・八・三〇  
日本国船の不法侵入  
(同年八月二三日)に抗  
議  
一九五四・九・一  
八・二七日付け日本側  
口上書に対する反論  
一九五四・九・一五  
竹島に灯台設置(同年  
八月一〇日)を通告

一九五四・一・二九  
韓国政府による竹島切  
手発行に対する抗議  
一九五四・一・三〇  
海上保安庁巡視船が不  
法発砲(同年一月二二  
日)されたことに対し、  
抗議

一九五四・一〇・二八  
竹島問題の国際司法裁  
への付託を拒否

一九五四・一一・一三  
韓国官憲による竹島占  
拠の合法性及び竹島切手  
の発行について日本側の  
主張を反論  
一九五四・一二・三〇  
日本国船の不法侵犯  
(同年一月二日)に  
抗議

一九五四・九・二四  
韓国側による灯台設置  
に抗議  
一九五四・九・二五  
竹島問題の国際司法裁

一九五四・九・二五  
竹島問題に関する韓国

一九五四・九・二四  
韓国側による灯台設置  
に抗議  
一九五四・九・二五  
竹島問題の国際司法裁

一九五四・九・二五  
竹島問題に関する韓国

一九五四・九・二五  
竹島問題に関する韓国

一九五四・九・二五  
竹島問題に関する韓国

※一九五六・四・二〇は、一九五六・九・二〇の誤り

<p>227 関係資料</p> <p>一九六二・二・一〇 韓国アマチミア無線連盟員の竹島不法上陸及び不法無線通信活動について抗議</p> <p>一九六二・二・二六 韓国の独島開発協会が独島開発五箇年計画を作成したとの報道について</p> <p>一九六一・一二・二五 海上保安庁巡視船により韓国官憲がまだ駐在していることが視認された(同年二月三日)ので抗議するとともに即時退去を要求</p> <p>一九六一・一二・二七 日付け日本側口上書を反駁</p> <p>一九六四・三・三三 海上保安庁巡視船により韓国官憲がまだ駐在していることが視認された(一九九一年一月二日)ので抗議するとともに即時退去を要求</p> <p>一九六四・三・一八 日付け日本側口上書を反駁</p> <p>一九六四・一・二 外務省作成の「今日の</p>	<p>226</p> <p>一九五五・八・一六 海上保安庁巡視船が灯台、家屋、倉庫の存在を視認したので、これらについて抗議</p> <p>一九五五・八・二四 灯台設置通報に関し、承認し得ずとして抗議</p> <p>一九五六・四・二〇 竹島領有に関する日本政府の見解(竹島が日本領土にあることについての歴史的事実の記述(第三回))</p> <p>一九五七・五・八 海上保安庁巡視船による韓国官憲の常駐及び建造物の視認(同年四月九日)の結果、これらについて抗議</p> <p>一九五七・二・二五 海上保安庁巡視船によ</p>
<p>一九六一・一・一五 日付け日本側口上書を反駁</p> <p>一九六〇・二・二二 日付け日本側口上書を反駁</p>	<p>一九五五・八・三一 灯台その他建造物附設の権利を主張、日本国船の不法侵犯(同年七月一日)に抗議</p> <p>一九五九・九・二二 海上保安庁巡視船により韓国官憲がまだ駐在していることが視認された(同年九月十五日)ので抗議するとともに即時退去を要求</p> <p>一九六〇・二・二二 海上保安庁巡視船によ</p>
<p>一九六二・七・一三 即時退去要求抗議口上書及び「竹島に関する一九五九年一月七日付け韓国政府の見解に対する日本国政府の見解」を手交</p> <p>一九六三・二・二五 海上保安庁巡視船により韓国官憲がまだ駐在していることが視認された(三十七年二月二日)ので抗議するとともに即時退去を要求</p> <p>一九六三・二・二五 日付け日本側口上書を反駁</p> <p>一九六三・二・二五 日付け日本側口上書を反駁</p>	<p>一九五九・八・三二 竹島領有に関する韓国政府の見解(竹島が韓国領であるとの歴史的事実の記述(第三回))</p> <p>一九五九・九・一八 日本国船の不法侵犯(同年九月十五日)に対する抗議</p> <p>一九五九・一・七 竹島領有に関する韓国政府の見解(竹島が韓国領であるとの歴史的事実の記述(第三回))</p>
<p>一九六四・一・二二 日付け韓国側口上書を反駁</p> <p>一九六五・四・一〇 海上保安庁巡視船により韓国官憲が駐在していることが視認された(一九六五・二・一三)ので抗議するとともに即時退去を要求</p> <p>一九六五・五・六 日付け日本側口上書を反駁</p> <p>一九六五・四・一〇 日付け日本側口上書を反駁</p>	<p>一九五五・八・八 新灯台設置通報</p> <p>一九五八・一〇・六 海上保安庁巡視船による韓国官民の居住並びに灯台及び家屋の存在視認(同年五月七日及び同年九月一〇日)の結果、これらについて抗議</p>

228

<p>一九六四・一・二二 日付け韓国側口上書を反駁</p> <p>一九六五・四・一〇 海上保安庁巡視船により韓国官憲が駐在していることが視認された(一九六五・二・一三)ので抗議するとともに即時退去を要求</p>	<p>日本」の中に竹島が日本領土となっていることに対し、抗議</p>
<p>一九六五・五・六 日付け日本側口上書を反駁</p>	

## (ウ) 韓国の主張の矛盾を示す資料

### 資料群3: 朝鮮の絵図、フランス人による地理書

---

竹島について、韓国政府は、18世紀の文献である『東国文献備考』の分註の記述(※1)から、松島(現在の竹島)は「于山島」という島であって、昔から(※2)韓国領土であったと主張する。

しかし、日朝が鬱陵島での漁業をめぐる争う17世紀末までは、朝鮮の地図において「于山島」といえば、鬱陵島の西側(朝鮮半島側)に描かれていた島を指していた。「于山島」が鬱陵島の東側に描かれるようになるのは、鬱陵島に検察使が派遣され同島の地理が詳細になった18世紀初頭以降からのことである。それも鬱陵島東岸に浮かぶ竹嶼として描かれており、「于山島」が現在の竹島の位置に描かれることはなかった。

また、朝鮮王朝・大韓帝国の様々な文献からは同王朝及び同国政府並びに学者が鬱陵島を朝鮮(韓国)の領域の東限と考えていたのは明らかで、「于山島」を現在の竹島の位置にある島嶼と認識していたと見ることは困難である。

近代になり、19世紀後半から朝鮮に関する近代的地理書が編まれるようになった。この報告書資料No.7(P26)で紹介する1874年(明治7年)のフランス人による書籍によれば、朝鮮の国家としての東端を東経130度50分としている。これはちょうど鬱陵島(東経130度52分)までがその範囲内であることを示している。すなわち、1905年(明治38年)の島根県編入前においても、鬱陵島よりかなり東に位置する現在の竹島(東経131度52分)を朝鮮の領域と認識していた形跡は見られない。

---

※1 「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」(「于山島は日本人が言う松島(現在の竹島の江戸時代における名称)」)という記述のこと。安龍福がみだりに国外渡航をしたとして朝鮮で取調べを受けた際の「松島は即ち子山島(于山島)である」という供述に影響されている。ただし、安龍福の供述には多くの矛盾があり、信憑性に欠けると考えられている。

※2 「于山国」は現在の鬱陵島にあったと考えられている国で、6世紀に新羅が征伐し、服属させたとされている。



# 「于山」を現在の竹嶼の位置に描いている朝鮮の絵図

## No.6 東輿線表(鬱陵島)

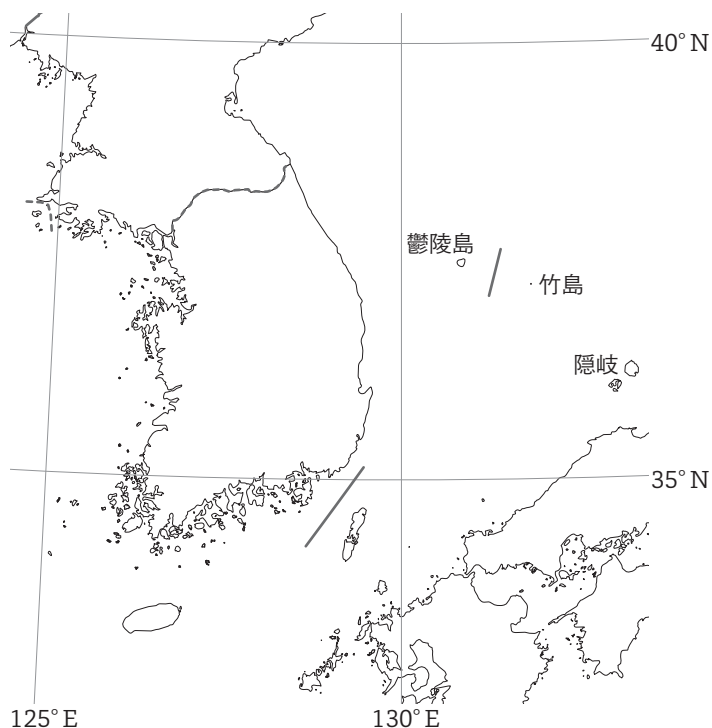
(1743年(寛保3年))(作成者不明)

### 資料概要

東輿線表(とうよせんびょう)は、方眼罫線を使用して経緯度線が描かれた朝鮮地図帳。所収の「鬱陵島図」には、鬱陵島東岸約2-3kmに浮かぶ竹嶼の位置に「于山」島が描かれている。この東輿線表は、朝鮮の官製地図とされる『朝鮮地図』(ソウル大学校奎章閣韓国学研究所蔵、奎16030)所収の「鬱陵島図」に比して、方眼線のみならず全体的な構図と記載内容がほぼ一致している。

1692年(元禄5年)から1696年(元禄9年)にかけ、日朝間で争われた鬱陵島での漁業紛争(「竹島一件」、韓国では「鬱陵島争界」)以降、朝鮮朝廷は鬱陵島に検察使を派遣するようになるが、それまで朝鮮の古地図において主に朝鮮半島側に描かれていた于山島が、以後東側に描かれることが多くなる。

この資料の「鬱陵島図」には、方眼罫が引かれ、図上の記載から一辺が約20里(およそ8km)であると考えられる。したがって、鬱陵島図並びに総図に描かれた鬱陵島東側の「于山」島の位置にあるのは、竹嶼である。



(朝鮮半島の周辺図)

作成年月日	1743年(寛保3年)
編著者	-
発行者	-
収録誌	東輿線表
言語	漢文
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	神戸市立博物館
利用方法	神戸市立博物館で利用手続きを行う



〔朝鮮半島の周辺図〕(P24)の該当部分拡大

内容見本  
(絵図) 鬱陵 于山



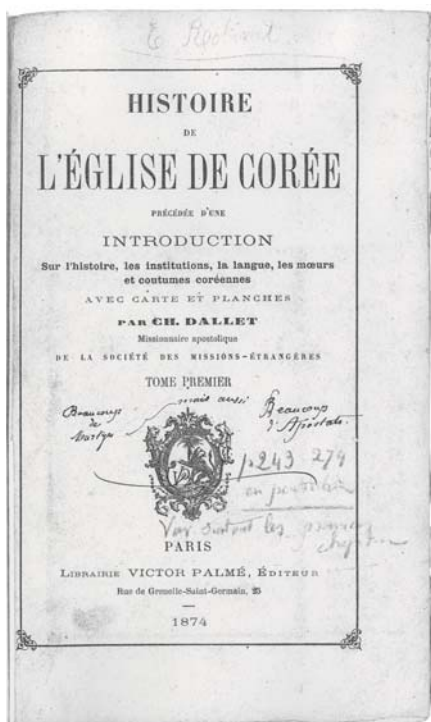
鬱陵島図



鬱陵島図で于山の位置にあるのは竹嶼である

# 朝鮮の範囲に竹島が含まれないことがわかる 1874年(明治7年)にフランス人が書いた書籍

## No.7 朝鮮教会史 (1874年(明治7年))(クロード・シャルル・ダレ著)



### 資料概要

フランス人宣教師クロード・シャルル・ダレの著作『朝鮮教会史』(Histoire de l'Église de Corée, 1874年(明治7年))。朝鮮における地理、歴史、政治制度、社会制度、風俗などの基礎的な情報が記載されている。(なお、この『朝鮮教会史』は、19世紀中頃に朝鮮に滞在していた別の仏人宣教師が収集した資料等をもとに、後年ダレが編纂、作成したものであり、ダレ自身は朝鮮を訪れていない。)

同書第一編の「朝鮮の自然地理学。-土地。-気候。-産物。-住民。」において、パリ子午線を基準として東経128度30分「128° 30' de longitude est de Paris.」(グリニッジ子午線を基準にすると、東経130度50分)を朝鮮の東端としていることがわかる。

竹島の経度は東経131度52分であり、本書における朝鮮の東限よりも東側に位置する。

なお、鬱陵島の経度は東経130度52分であり、若干の誤差はあるものの、クロード・シャルル・ダレが鬱陵島を朝鮮の東端として捉えていたものと考えられる。

すなわち、19世紀中頃のフランス人の認識においても、竹島は、朝鮮の領域の範囲外であったことが明確にわかる。

『朝鮮教会史』は、1882年(明治15年)に榎本武揚が、1979年(昭和54年)に金容権がそれぞれ日本語で翻訳、出版している。

※パリ子午線とは、仏パリにあるパリ天文台を通過する子午線(経線)のこと。英旧グリニッジ天文台を起点とする現行の子午線を基準にすると東におよそ2度20分の差がある。

### 内容見本

(略)

I

Géographie physique de la Corée. - Sol. - Climat. - Productions. - Population.

Le royaume de Corée, au nord-est de l'Asie, se compose d'une presqu'île de forme oblongue, et d'un nombre d'îles très-considérable, surtout le long de la côte ouest. L'ensemble est compris entre 33° 15' et 42° 25' de latitude nord ; 122° 15' et 128° 30' de longitude est de Paris. (略)

### 日本語訳

(略)

I

朝鮮の自然地理学。-土地。-気候。-産物。-住民。

朝鮮王国はアジアの北東にあり、長方形の形をした半島と特に西海岸沿いにある非常に多くの島々から成る。その全体は、北緯33度15分から42度25分の間に含まれ、パリの経度を基準(パリ子午線を基準)にして(東経)122度15分から128度30分の間(※グリニッジ子午線を基準にすると124度35分から130度50分の間)にある。(略)



作成年月日	1874年(明治7年)
編著者	クロード・シャルル・ダレ
発行者	-
収録誌	-
言語	フランス語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館
利用方法	国立国会図書館で利用手続きを行う

# INTRODUCTION

SUR

**l'histoire, les institutions, la langue, les mœurs  
et coutumes coréennes.**

—

I

Géographie physique de la Corée. — Sol. — Climat. — Productions. —  
Population.

Le royaume de Corée, au nord-est de l'Asie, se compose d'une presqu'île de forme oblongue, et d'un nombre d'îles très-considérable, surtout le long de la côte ouest. L'ensemble est compris entre  $33^{\circ} 15'$  et  $42^{\circ} 25'$  de latitude nord ;  $122^{\circ} 15'$  et  $128^{\circ} 30'$  de longitude est de Paris. Les habitants de la presqu'île lui assignent une longueur approximative de 3,000 lys (1), environ 300 lieues, et une largeur de 1,300 lys, ou 130 lieues ; mais ces chiffres sont évidemment exagérés. La Corée est bornée au nord par la chaîne des montagnes Chan-yan-alin, que domine le Paik-tou-san (montagne à la tête blanche), et par les deux grands fleuves qui prennent leur source dans les flancs opposés de cette chaîne. Le Ya-lou-kiang (en coréen Am-no-kang, fleuve du canard vert) coule vers l'ouest et se jette dans la mer Jaune ; il forme la frontière naturelle entre la Corée et les pays chinois du Léao-tong et de la Mandchourie. Le Mi-kiang (en coréen Touman-kang) qui va se jeter à l'est dans la mer du Japon, sépare la Corée de la Mandchourie et des nouveaux territoires russes,

(1) Le *ly* est de 360 pas géométriques, — 567 mètres. Dix lys équivalent à la lieue marine ou géographique de vingt au degré.

## (エ) 諸外国の認識を示す資料

### 資料群4: サンフランシスコ平和条約草案作成過程と 条約発効後における英米の認識

---

日本は、1945年(昭和20年)から連合軍最高司令官総司令部(GHQ)の占領下にあった。その間、いわゆる「マッカーサーライン」による規制(本報告書P15の年表参照)なども行われたが、日本の領土的範囲を法的に確定したのは、1951年(昭和26年)9月8日に調印されたサンフランシスコ平和条約であった。

サンフランシスコ平和条約の作成は、1947年(昭和22年)から米国国務省で行われた。1950年(昭和25年)秋以降、米国は他の連合国の意見を求め、1951年(昭和26年)3月に「暫定草案」がまとめられた。その後、英連邦諸国と協議しつつ独自に草案を作成していた英国との調整を経て、1951年(昭和26年)5月に「米英共同草案」、同年6月には「改訂米英草案」が作成された。

韓国は、1951年(昭和26年)7月19日に米国に対して、日本による朝鮮の放棄を規定する条項に竹島を加えるよう求めたが、米国は、同年8月10日付けラスク国務次官補発駐米韓国大使宛て文書(※1)で竹島は日本領であるとして韓国の要求を否定した。こうして、竹島の日本による保持が平和条約上確定した。

日本の主権回復後(サンフランシスコ平和条約発効後)、竹島は在日米軍の爆撃訓練区域に再度指定され、その後地元の要請等を受け、解除された。爆撃訓練区域の再指定が同区域を日本から米軍へ提供するという形で行われたのは、竹島が日本領であることを前提としたものである。竹島が日本領であるとする米国政府の認識は1954年(昭和29年)のいわゆる「ヴァン・フリート特命報告書」(※2)でも明確である。

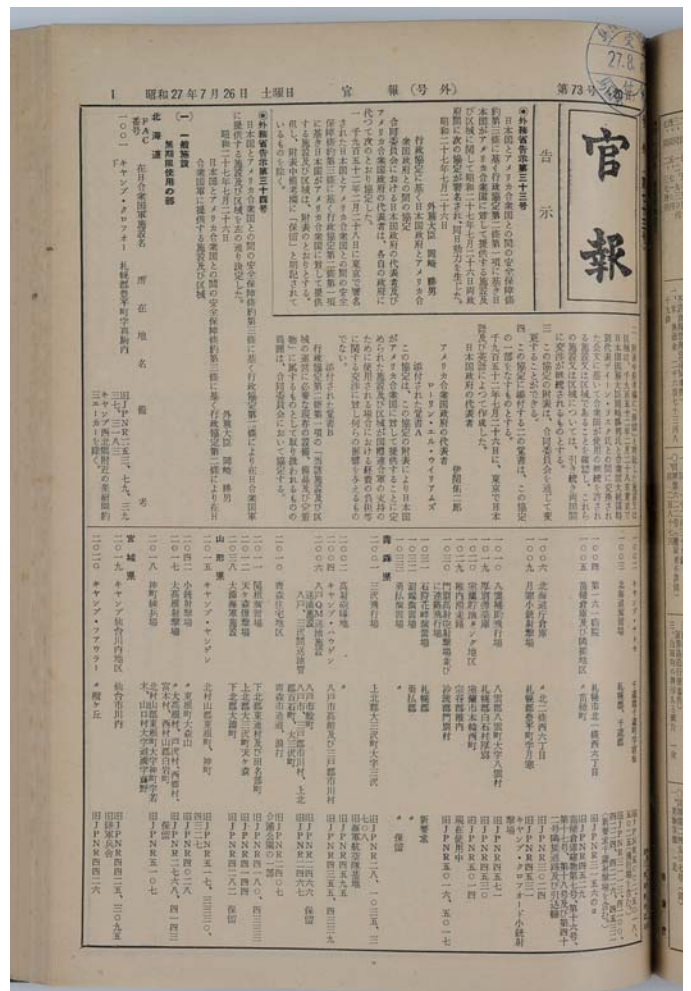
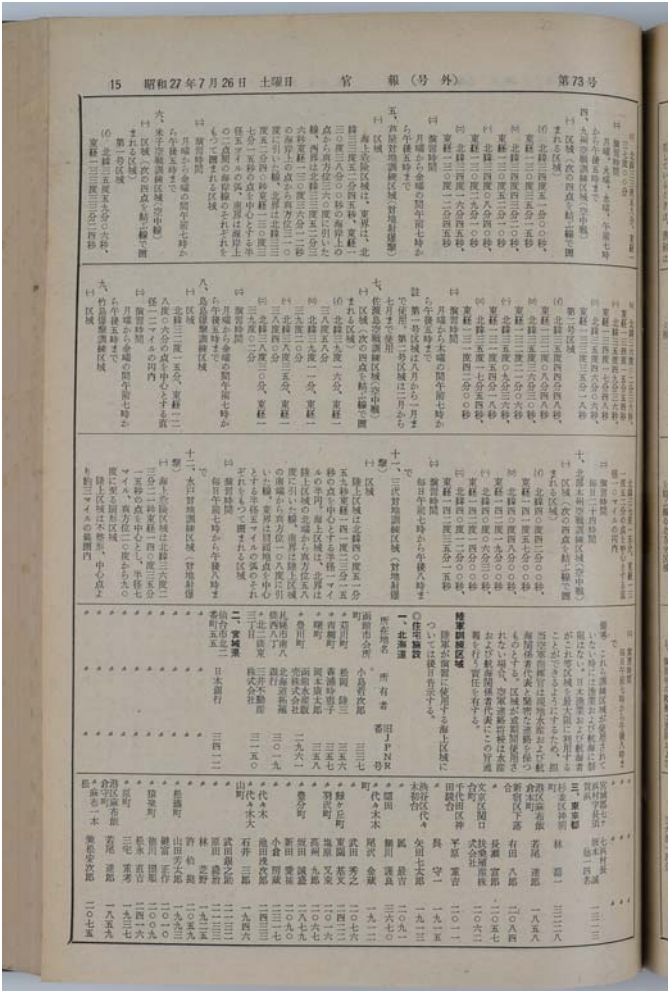
---

※1 いわゆる「ラスク書簡」。平成28年度資料調査報告書資料No.11(P25)参照

※2 本報告書資料No.12(P39)参照

# 米国が竹島を日本領と認識していたことがわかる資料① (竹島を米空軍の爆撃訓練区域に再度指定した旨告示)

No.8 外務省告示第34号  
(1952年(昭和27年)7月26日付)



### 資料概要

マッカーサーラインが廃止され、サンフランシスコ平和条約が発効した直後の1952年(昭和27年)7月、米軍が引き続き竹島を訓練区域として使用することを希望したことを受け、日米行政協定(注:旧日米安保条約に基づく取極。現在の「日米地位協定」に引き継がれる。)に基づき設置された日米合同委員会において、竹島は在日米軍の使用する爆撃訓練区域の1つとして指定された。本資料は、外務省がその旨を告示したものである。米軍に提供する「施設及び区域」として竹島が指定されたのは、米国が竹島を日本の領土であると認識しているからであって、本告示はこれを明確に示している。

### 内容見本

#### 外務省告示第三十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第二條により在日合衆国軍に提供する施設及び区域を左の通り決定した。

昭和二十七年七月二十六日

(略)

#### 九、竹島爆撃訓練区域

##### (一) 区域

北緯三七度一五分、東經一三一度五二分の点を中心とする直径一〇マイルの円内

##### (二) 演習時間

毎日二十四時間

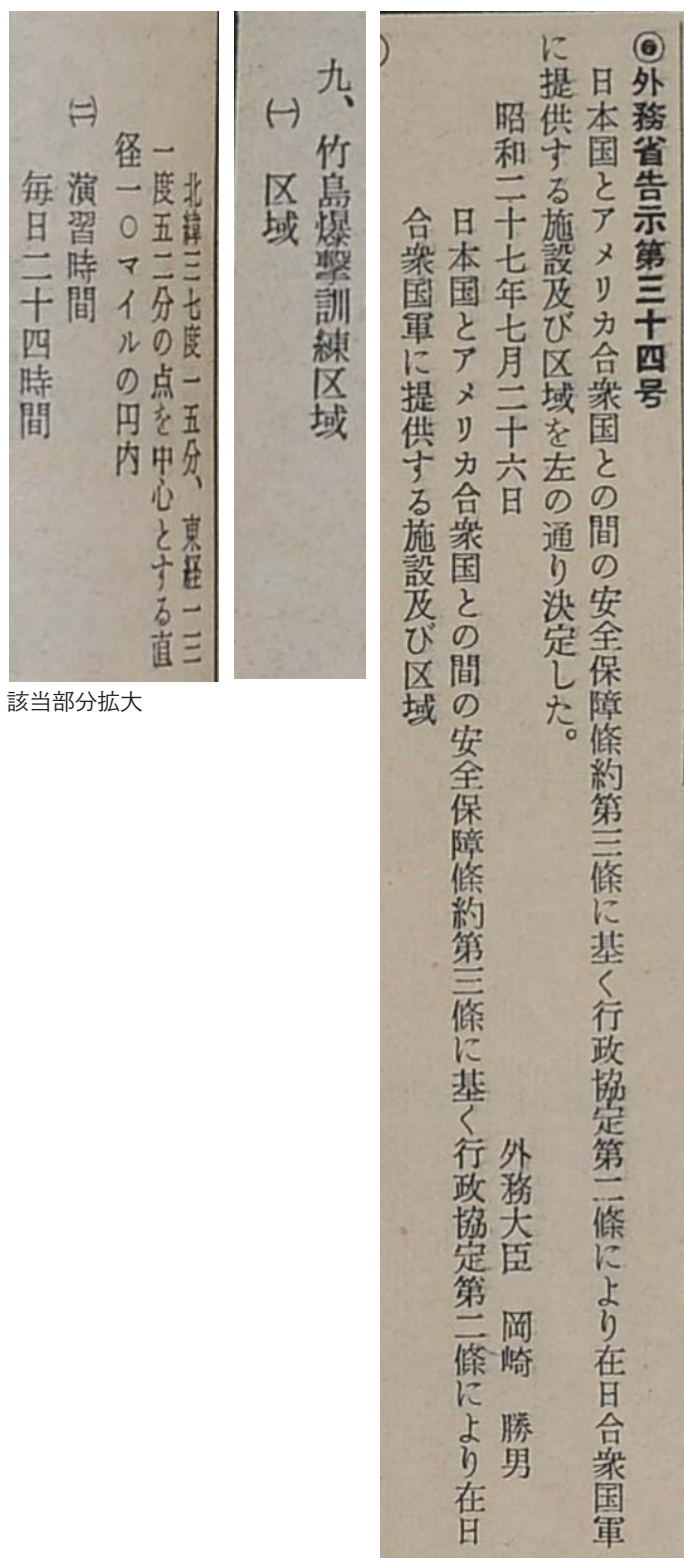
※参考:日米行政協定(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定)

1952年2月28日署名 1952年4月28日発効

## 第二条

- 1 日本国は、合衆国に対し、安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意する。個々の施設及び区域に関する協定は、この協定の効力発生の日までになお両政府が合意に達していないときは、この協定の第二十六条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- 2 日本国及び合衆国は、いずれか一方の当事者の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が射撃場及び演習場のような施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国の当局及び国民は、それを臨時に使用することができる。但し、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき射撃場及び演習場のような施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

作成年月日	1952年(昭和27年)7月26日
編著者	-
発行者	-
収録誌	官報号外第73号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う



該当部分拡大

# 米国が竹島を日本領と認識していたことがわかる資料② (竹島を米空軍の爆撃訓練区域から削除した旨告示)

## No.9 外務省告示第28号 (1953年(昭和28年)5月14日付)

### 資料概要

1952年(昭和27年)7月26日付外務省告示第34号(※1)において、竹島が在日米軍の爆撃訓練区域として指定された旨告示されたが、竹島周辺海域におけるアシカの捕獲、あわびやわかめの採取を望む地元からの強い要請があること、また、米軍も1952年(昭和27年)冬から竹島の爆撃訓練区域としての使用を中止していたことから、1953年(昭和28年)3月19日の日米合同委員会で竹島爆撃訓練区域を米空軍訓練区域から削除する旨の提案が承認され、同年5月1日に日米合同委員会における日米両政府の代表者が竹島を米空軍の爆撃訓練区域から削除することに合意した。本資料は、同年5月14日に外務省がその旨を告示したものである。

米軍に提供する「施設及び区域」として指定されていた竹島爆撃訓練区域について、地元(隠岐の住民)の要請等を受けて日米合同委員会で削除を決定したことは、米国が竹島を日本の領土であると認識しているからであり、本告示はこれを明確に示している。

### 内容見本

#### 外務省告示第二十八号

昭和二十七年七月二十六日東京で署名された「行政協定に基く日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(昭和二十七年七月二十六日外務省告示第三十三号)第三項に基き合同委員会を通じて行う同協定の附表(昭和二十七年七月二十六日外務省告示第三十四号(※2)、(略))の変更に関して昭和二十八年五月一日両政府間に次の協定が署名された。

(略)

「行政協定に基く日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の附表の変更に関する文書第九号

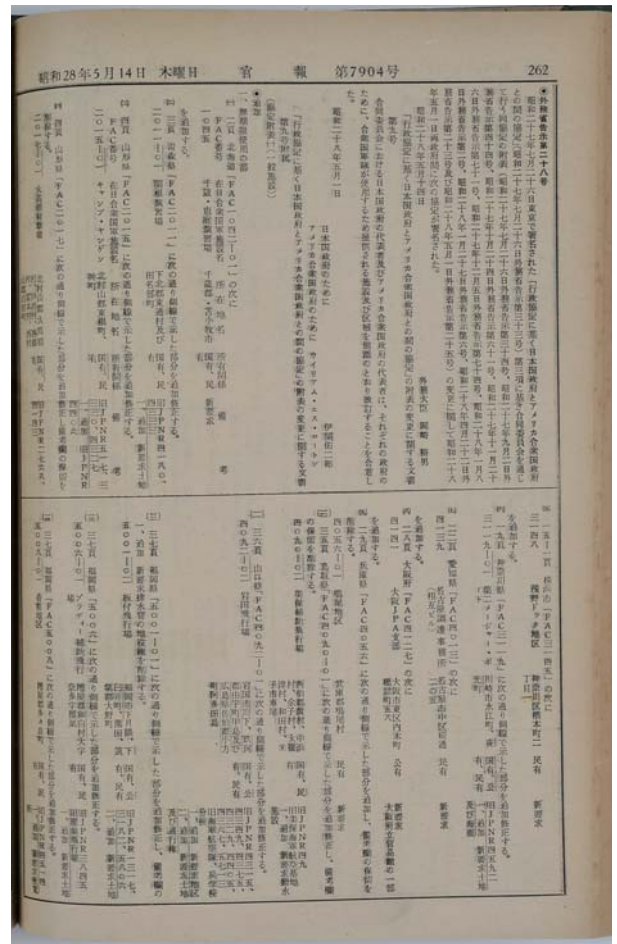
(略)

(協定附表(二)(海上演習場))

別紙(2)

一、空軍訓練区域の中第九項「竹島爆撃訓練区域」を削除する。

(略)



※1,2 本報告書資料No.8(P29)参照

作成年月日	1953年(昭和28年)5月14日
編著者	外務大臣 岡崎勝男
発行者	外務省
収録誌	官報 第7904号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う



●外務省告示第二十八号

昭和二十七年七月二十六日東京で署名された「行政協定に基く日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(昭和二十七年七月二十六日外務省告示第三十三号)第三項に基き合同委員会を通じて行う同協定の附表(昭和二十七年七月二十六日外務省告示第三十四号、昭和二十七年九月二日外務省告示第四十四号、昭和二十七年十月二十四日外務省告示第六十一号、昭和二十七年十一月二十六日外務省告示第七十一号、昭和二十七年十二月五日外務省告示第七十四号、昭和二十八年一月八日外務省告示第二号、昭和二十八年一月二十七日外務省告示第六号、昭和二十八年四月二十二日外務省告示第二十三号及び昭和二十八年五月一日外務省告示第二十五号)の変更に関して昭和二十八年五月一日両政府間に次の協定が署名された。

昭和二十八年五月十四日

外務大臣 岡崎 勝男

「行政協定に基く日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の附表の変更に関する文書  
第九号

合同委員会における日本国政府の代表者及びアメリカ合衆国政府の代表者は、それぞれの政府のために、合衆国軍隊が使用するため提供される施設及び区域を別添のとおり改訂することを合意した。

昭和二十八年五月一日

伊関佑二郎

日本国政府のために  
アメリカ合衆国政府のために  
ウイリアム・エス・ロートン

(協定附表(二)(海上演習場))

別紙(2)

一、空軍訓練区域の中第九項「竹島爆撃訓練区域」を削除する。

該当部分拡大

# 竹島は、日本が放棄すべき領土とはならず

## No.10 サンフランシスコ平和条約に関する英米間協議(第7回会合議事要旨) Anglo - American Meetings on Japanese Peace treaty(1951年(昭和26年)5月2日)

### 資料概要

サンフランシスコ平和条約に関する1951年(昭和26年)5月2日の英米間の第7回会合の議事要旨である。

1951年(昭和26年)4月7日付け作成の英国草案の領土条項(第1条)では、日本の主権が及ぶ範囲について日本を囲む線で示す方式が採用され、竹島は当該線の外側に置かれていた(※1)。

一方、1951年(昭和26年)3月23日付けで成案を得ていた米国草案では、「日本は朝鮮、台湾及び澎湖諸島に関するすべての権利、権原及び請求権を放棄する(“Japan renounces all rights, titles and claims to Korea, Formosa and the Pescadores”)」とだけ規定していた(※2)。

英米間の協議後、1951年(昭和26年)5月3日付けの米英共同案では、朝鮮に関する日本の放棄条項について、「日本は朝鮮(濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む)に関するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」という規定とすることとなった(※3)。

同草案作成の前日(1951年(昭和26年)5月2日)に行われた英米間の第7回会合の議事要旨には、「(米英)双方の代表団は、日本が主権を放棄する領土のみを特定することが望ましい旨合意した」とあり、「合衆国(草案)第3条は、濟州島、巨文島及び鬱陵島の3島の挿入を必要とするであろう。」と記録されている。

このように、条約草案の策定過程において、英国草案(日本を線で囲む方式、竹島を線外に置く)は、取り下げられた。こうして、サンフランシスコ平和条約上竹島を日本領土に残すことが確定したのである。

(英国国立公文書館所蔵文書 FO371/92547, FJ1022/376)

- ※1 1951年4月7日付サンフランシスコ平和条約英国草案(第1条)  
Japanese sovereignty shall continue over all the islands and adjacent islets and rocks lying within an area bounded by a line from latitude 30° N. in a north-westerly direction to approximately latitude 33° N. 128° E then northward between the islands of Tsushima, continuing in this direction with the islands of Oki-Retto to the south-east and Take shima to the north-west ...  
(英国国立公文書館所蔵文書 FO371/92538, FJ1022/222)
- ※2 1951年3月23日付サンフランシスコ平和条約米国草案  
第2条 主権  
The Allied Powers recognize the full sovereignty of the Japanese people over Japan and its territorial waters  
第3条 領土  
Japan renounces all rights, titles and claims to Korea, Formosa and the Pescadores; and also all rights, titles and claims in connection with the mandate system or deriving from the activities of Japanese nationals in the Antarctic area. ...  
(Foreign Relations of the United States, 1951, Asia and the Pacific, Volume VI, Part 1 p945)
- ※3 1951年5月3日付サンフランシスコ平和条約米英共同草案  
第2条 領土  
Japan renounces all right, title and claims to Korea (including Quelpart, Port Hamilton and Dagelet)  
(英国国立公文書館所蔵文書 FO371/92547, FJ1022/373)

作成年月日	1951年(昭和26年)5月2日
編著者	-
発行者	-
収録誌	Foreign Office: Political Departments: General Correspondence from 1906-1966 (FO371/92547)
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	英国国立公文書館
利用方法	英国国立公文書館で利用手続きを行う

SECRET1076/357/51GAnglo-American Meetings on Japanese Peace Treaty.

Summary Record of Seventh Meeting held at  
10.30 a.m. on the 2nd May, in Washington.

Present were:

United Kingdom

Mr. C.H. Johnston  
Mr. G.G. Fitzmaurice  
Mr. F.A. Vallat  
Mr. F.S. Tomlinson  
Mr. K.R.C. Pridham

United States

Mr. John M. Allison  
Brig.Gen. Conrad Snow  
Mr. Robert A. Fearey

PREAMBLE

Mr. Allison said that the main point now at issue was which Powers should be enumerated in the Preamble, and how the other belligerent countries not so mentioned should be dealt with. The United States Delegation was now prepared to recommend inclusion of Indonesia and Ceylon in the former category. As regards those belligerent countries which were not enumerated in the Preamble, the question was whether they should be allowed to sign the treaty or whether they could only accede after it had come into force. Mr. Johnston said that the United Kingdom view of procedure on this point was that, after agreement on the draft treaty had been obtained among the main parties, the draft should be given to the other lesser belligerents, who would be asked for comments within a certain time. They would be informed that their comments would be taken into account but they would have no direct part in the drafting of the treaty. After further discussion it was agreed between the two delegations that any belligerent which wished should be permitted to sign the treaty and to be mentioned in the Preamble. There would, however, be no change in the article bringing the treaty into force (Article 40, British draft), which would continue to enumerate the major belligerents only. As regards the inclusion of Korea in the Preamble, Mr. Tomlinson said that the inclusion of Korea coupled with the exclusion of Communist China (whether by her own decision or not) might act as a further deterrent to certain Asian countries from associating themselves with the treaty. Mr. Allison took note of this point but was clearly not much impressed by it. It was agreed between the two delegations that the words "and Associated" should be omitted from the phrase "Allied and Associated Powers."

UNITED STATES/

- 2 -

UNITED STATES CHAPTER I

Mr. Fitzmaurice circulated a re-draft, the object of which was to leave no doubt of the dates on which the state of war between Japan and the various countries would be terminated. The United States Delegation undertook to consider this draft.

UNITED STATES CHAPTER II

Mr. Fitzmaurice suggested that the United States Article 2 might well be omitted, since it might be taken to imply that Japan's sovereignty depended upon the present treaty, which was not the case. Mr. Allison said he would consider this point.

UNITED STATES CHAPTER III

Both Delegations agreed that it would be preferable to specify only the territory over which Japan was renouncing sovereignty. In this connection, United States Article 3 would require the insertion of the three islands: Quelpart, Port Hamilton and Dagelet. It was left undecided whether the sentence in British Article 2 requiring Japan to recognise whatever settlement the United Nations might make in Korea should be maintained or not. It was agreed that further consideration should be given to the drafting of the sentence dealing with Japan's renunciation of her mandates.

Mr. Johnston circulated a re-draft of United States Article 4, which Mr. Allison undertook to consider. He added that the United States was still doubtful whether it was wise for Japan to renounce sovereignty over the Ryukyus and Bonin Islands. In the first place, such renunciation would have an adverse effect on Japanese opinion, which was much exercised over the fate of the Ryukyus; secondly, it might be that the United States would, at some future date, wish to renounce its control over these islands, in which case if Japan had already renounced sovereignty, their status would be undetermined and would have to be the subject of international discussion. It might be simpler if, in such circumstances, the islands reverted legally to Japan.

As regards United States Article 5, Mr. Fitzmaurice wondered whether it might not be better to exclude this article from the effect of United States Article 19, and thus settle the matter once and for all. Otherwise Sakhalin and the Kuriles would remain as a potential source of trouble between Japan and the Soviet Union. Mr. Allison mentioned difficulties with the United States Senate over this matter but undertook to consider it further. He added that the United States Delegation were prepared to recommend acceptance of the British draft of this article (Article 3) as it stood.

British/

## 内容見本

UNITED STATES  
CHAPTER III

Both Delegations agreed that it would be preferable to specify only the territory over which Japan was renouncing sovereignty. In this connection, United States Article 3 would require the insertion of the three islands: Quelpart, Port Hamilton and Dagelet.  
(略)

## 日本語訳

(米英)双方の代表団は、日本が主権を放棄する領土のみを特定することが望ましい旨合意した。この関係で、合衆国(草案)第3条は、濟州島、巨文島及び鬱陵島の3島の挿入を必要とするであろう。

# 在東京英国大使館が、竹島は間違いなく日本領であるとの見方を英国外務省に報告

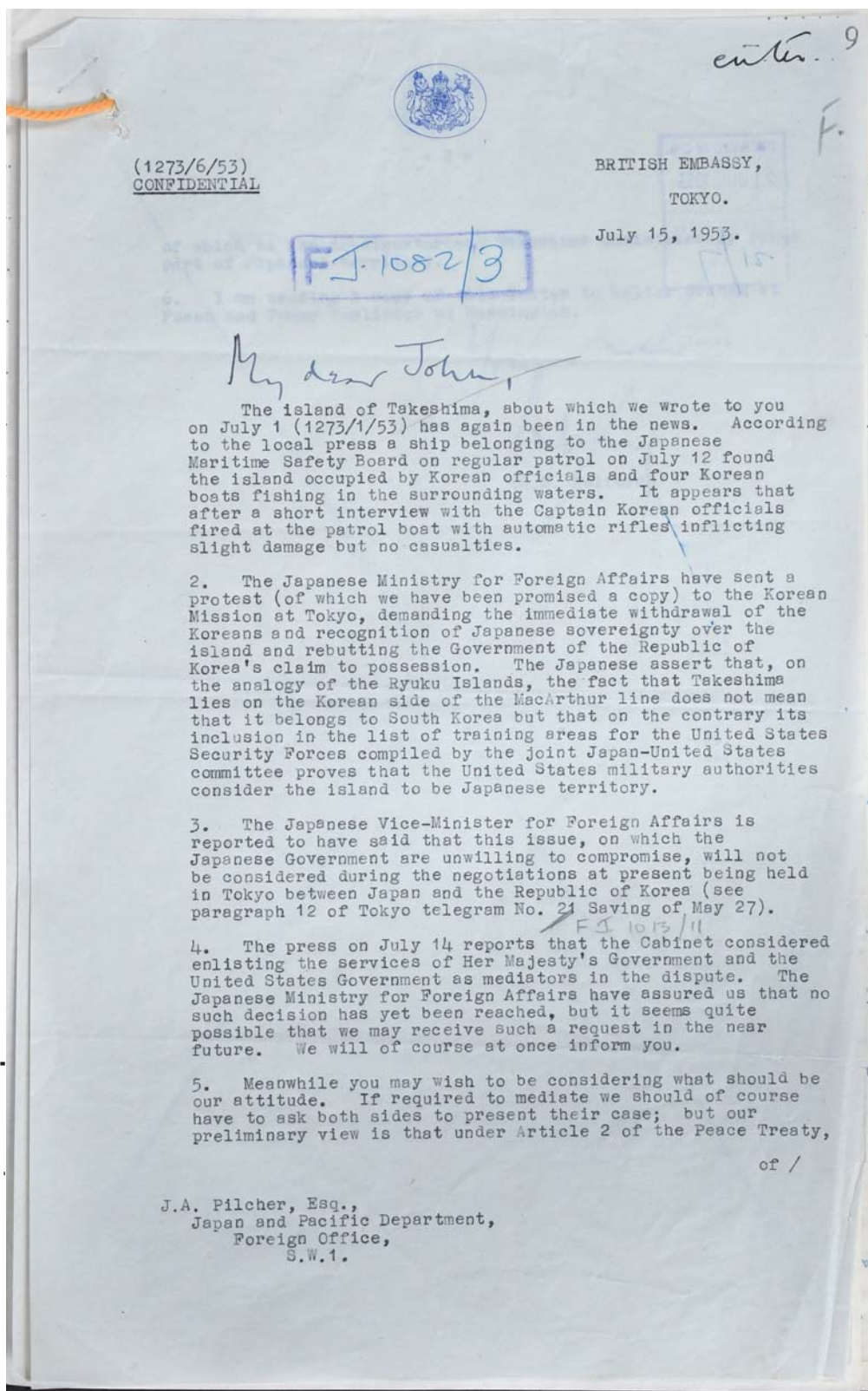
No.11 1953年(昭和28年)7月15日付在東京英国大使館発英国外務省宛報告  
(Japanese claim to Takeshima island, also claimed by the Republic of Korea)

## 資料概要

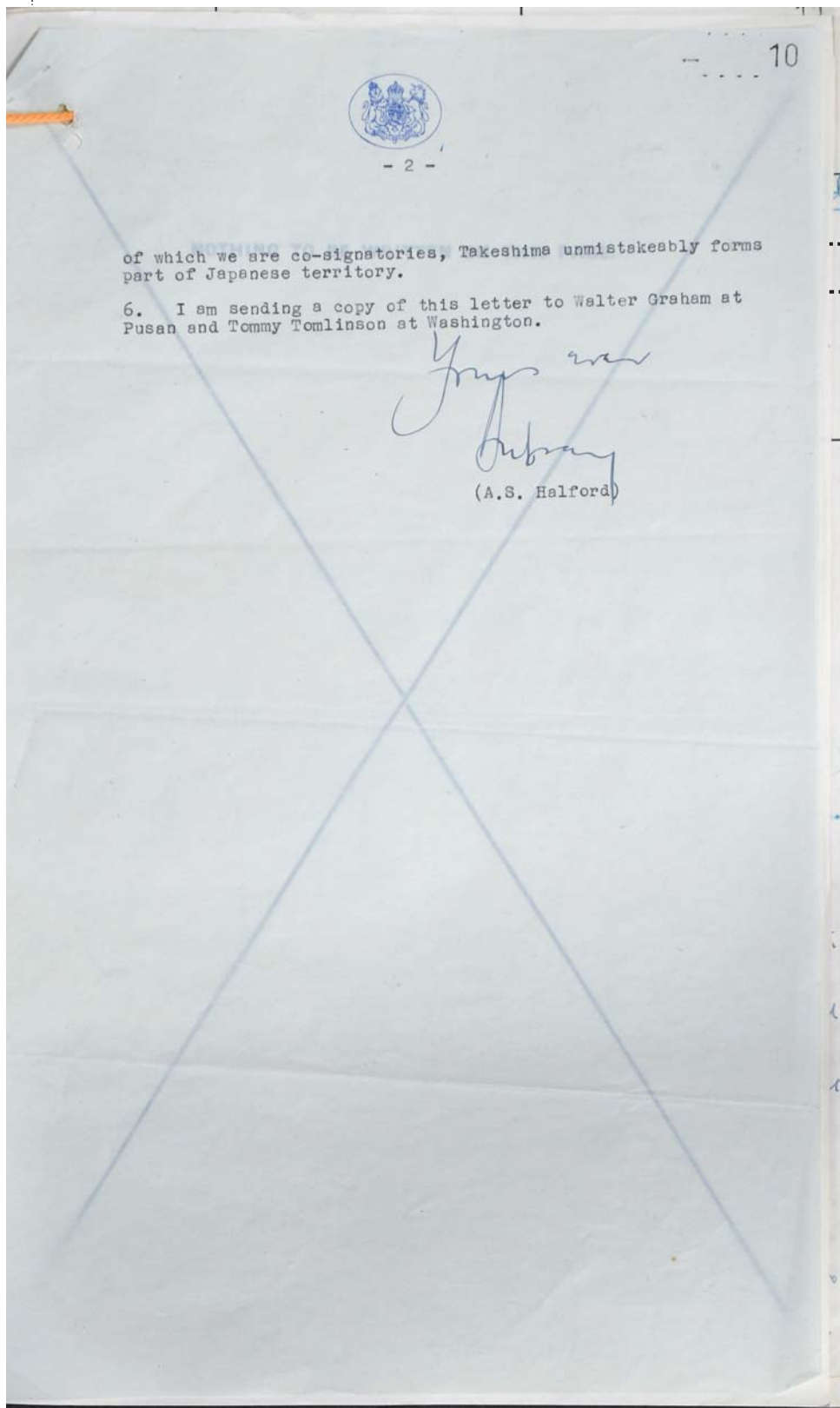
1953年(昭和28年)7月12日に竹島で巡視船「へくら」が韓国側から銃撃される事件が発生し、翌々日の14日に日本の閣議で岡崎外相が竹島問題の解決のため英米両政府に仲介を依頼するという発言があった(※1)。これを受け、在東京英国大使館が竹島問題に関する説明(報告)を本国外務省宛に行った。サンフランシスコ平和条約第2条(a項)(※2)を根拠として、「竹島は間違いなく日本領の一部を形成している」と断言している。

※1 参考記事「1953年(昭和28年)7月14日付読売新聞(夕刊)」(本報告書P38)

※2 サンフランシスコ平和条約第2条(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。



※注:薄く見える×は、該当頁の裏側の白紙頁のインクが裏写りしたもの。



#### 内容見本

5. Meanwhile you may wish to be considering what should be our attitude. If required to mediate we should of course have to ask both sides to present their case; but our preliminary view is that under Article 2 of the Peace Treaty, of which we are co-signatories, Takeshima unmistakably forms part of Japanese territory.  
(略)

#### 日本語訳

5. 一方、貴殿は、我々の態度がどうあるべきか検討していることを期待しておられるかもしれない。仮に、仲介が必要であるならば、我々は、もちろん、双方にそれぞれの立場の提示を求めるべきであろう。しかし、さしあたって考えるに、我々が共同署名国となっている平和条約第2条において、竹島は間違いなく日本の領土の一部を形成しているということである。

作成年月日	1953年(昭和28年)7月15日
編著者	
発行者	在東京英国大使館
収録誌	Foreign Office: Political Departments: General Correspondence from 1906-1966. Japanese claim to Takeshima Island, also claimed by the Republic of Korea. Code FJ file 1082. (FO371/105378)
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	英国国立公文書館
利用方法	英国国立公文書館で利用 手続きを行う

# 米英に仲介依頼 竹島問題

政府は十四日の閣議で竹島問題につき協議したが米、英両国に仲介を依頼、平和的解決を行うことになる模様である。すなわち同日の閣議では岡崎外務、石井運輸（海上保安庁所管）両相から竹島問題の経過について報告があり、今回の紛争はすでに三度目の事件であり昨夜来正式に文書をもって抗議中であるとの説明があった。そこで今後の対抗措置について検討を行ったが韓国側の発砲に対して当方から応戦することはいたすに問題の処理を困難ならしめるとの観点から平和条約の趣旨によって米、英両国に仲介を依頼して韓国と交渉し、今後この線にそって同問題の解決にあたるものとみられる。

## 昔の竹島は鬱陵島 領有の根拠 政府発表

政府は十四日午前十一時半「竹島に関する日本政府の見解」を発表した。これは度重なる韓国人の竹島侵犯に対し歴史的事実および法的根拠の両面から「竹島が日本領である」ことを立証したもので、その要点を拾えば次のとおりである。

▽歴史的事実 一、まず昔竹島または磯竹島と称されたのは鬱陵島のことであって、今日の竹島は松島といわれていた。これは日本側文献古地図にも、韓国側文献にも明かである。しかしフィリップ・フォン・シーボルトが一八四〇

年刊の日本地図で誤って鬱陵島を松島としたため、日本でも鬱陵島を松島とし、かつての松島は竹島という名称になった。

一、元禄六年（一六九三年）以来日鮮両国間に紛議を生じ、幕府の命によって日本漁夫の出漁を禁止した竹島は「鬱陵島が竹島といわれた当時のこと」であり「今日の竹島ではない」

一、また明治十四年（一八八一年）朝鮮の抗議により日本政府が操漁伐木のための渡島を禁止したのも前記鬱陵島であって今の竹島でない。したがって「今日の竹島

が両国間で問題になったことは一度もない」  
（本社注）このような事実をあげ

たのは最近韓国側が幕末の海防学者林子平がものした古地図をもちだし竹島が韓国領であると主張の根拠にしようとしたからで、日本側は「これが鬱陵島」である旨を明かにしたわけである。

▽法的根拠 日本政府は日韓併合に先立ち明治廿八年（一九〇五年）二月廿三日付島根県告示第四〇号で同島を島根県隠岐島司所管に編入し、同時に中井養三郎が同島で漁猟経営を開始、今次戦争前まで日本国民の手で有効的経営がなされてきた。これは国際法の「一国が領土権を確立するためには領土とする国家の意思とこれが有効的経営を伴う事が必要」との通念を満たすものである、をあげており両面からみて「日本の竹島領有」は絶対に疑ないところであると述べている。

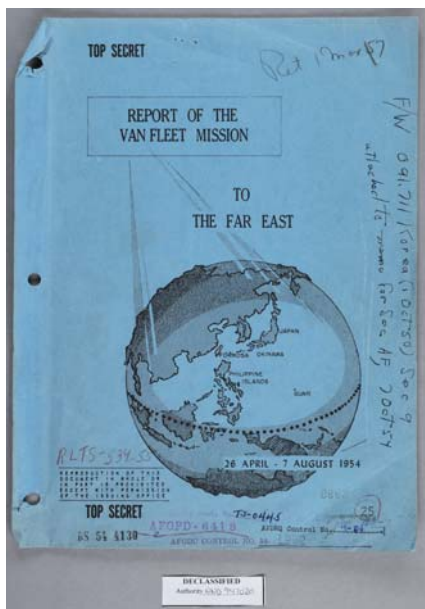
※参考記事「米英に仲介依頼 竹島問題 昔の竹島は鬱陵島 領有の根拠政府発表」  
（1953年（昭和28年）7月14日読売新聞（夕刊）記事）  
新潟県立図書館所蔵（同館所蔵分は7月15日付紙面に掲載）

# 米国は竹島を日本領とする立場を堅持

同時に、米国は竹島問題のICJ付託が適切と韓国側に提案

## No.12 ヴァン・フリート特命報告書

REPORT OF THE VAN FLEET MISSION TO THE FAR EAST  
(1954年(昭和29年)9月30日)



### 資料概要

ジェームズ・ヴァン・フリート大統領特命大使は、1954年(昭和29年)4～7月にかけて、韓国、台湾、日本、フィリピンを訪問して調査を行った。その後、同大使は、同年10月4日にアイゼンハワー米大統領にその調査結果を提出した。これが、本報告書(ヴァンフリート特命報告書)である。同報告書には、各国の軍備状況等に関する報告と米国のとるべき軍備政策に関する提言が含まれている。竹島問題に関しては、サンフランシスコ平和条約草案の起草過程において、米国は、韓国の要求にもかかわらず、竹島は日本の主権下にとどまり、日本が所有権を放棄する諸島には含まれないと結論づけたこと、米国は、当該諸島が日本の領土であると考えているが、当該紛争に立ち入らないこととしてきたこと、竹島問題は国際司法裁判所(ICJ)に付託して解決すべきであることを米国は韓国に提案したことが記されている。

### 内容見本

#### 4. Ownership of Dokto Island

The Island of Dokto (otherwise called Liancourt and Taka Shima(ママ)) is in the Sea of Japan approximately midway between Korea and Honshu (131.80E, 36.20N). This Island [※Takeshima] is, in fact, only a group of barren, uninhabited rocks. When the Treaty of Peace with Japan was being drafted, the Republic of Korea asserted its claims to Dokto but the United States concluded that they remained under Japanese sovereignty and the Island was not included among the Islands that Japan released from its ownership under the Peace Treaty. (略) Though the United States considers that the islands are Japanese territory, we have declined to interfere in the dispute. Our position has been that the dispute might properly be referred to the International Court of Justice and this suggestion has been informally conveyed to the Republic of Korea. (略)

### 日本語訳

#### 4. 独島(※竹島の韓国側呼称)

独島(あるいはリアンクール又は竹島と呼ばれる)は、朝鮮と本州のほぼ中間の日本海にある(東経131度80分, 北緯36度20分)。この島[※竹島]は、実際、単に不毛な無人の岩々である。対日講和条約が起草されているとき、大韓民国は、独島(※竹島の韓国側呼称)への権利を主張したが、米国は、それら(の島々)は日本の主権下にとどまり、当該島は、平和条約の下で日本が領有権を放棄する諸島には含まれないと結論づけた。(略)米国は、当該諸島が日本の領土であると考えているものの、我々は当該紛争に立ち入らないこととしてきた。我々の立場は、本件を国際司法裁判所(ICJ)に付託するのが適当であるというものであり、この提案を韓国に非公式に行った。(略)

作成年月日	1954年(昭和29年)9月30日	言語	英語
編著者	Headquarters, Far East Command	媒体種別	紙
発行者	Headquarters, Far East Command	公開有無	有
収録誌	White House Office, Office of Special assistant for the National Security Affairs (Robert Culter, Dillon Anderson, and Gray): Records, 1951-61 = ホワイトハウス 国家安全保障担当特別補佐官室文書	所蔵機関	米国国立公文書館
		利用方法	米国国立公文書館で利用手続きを行う



# TOP SECRET

Foreign Operations Administration financed imports) total almost \$65 million, or more than double the target mentioned in the trade agreement. The deficit in Korean exports to Japan was in commodities other than rice because rice was not a specified commodity in the trade agreement. The Japanese are also charged with imposing deliberate restrictions on imports from the Republic of Korea and with over-pricing and poor quality of Japanese exports to the Republic of Korea. On the other hand, Japan complains that the indebtedness of the Republic of Korea under the trade agreement has risen far above the swing limit provided for in the agreement, and that payments are long overdue.

The problems incidental to exporting rice to Japan can be readily solved once the basic issue of Republic of Korea-Japanese relationships is solved. It is important, however, that Republic of Korea export substantial quantities of rice to Japan or to some other country. The Foreign Operations Administration Agricultural Mission in 1953 and the Nathan Associates in 1954 regarded rice as the most important of Korea's potential exports and one that must eventually be increased to about 500,000 tons per year. It is, therefore, important for the Republic of Korea to export rice and Japan is its natural market. Immediate exportation of the present stocks is desirable if deterioration or damage by insects is to be prevented.

#### 4. Ownership of Dokto Island

The Island of Dokto (otherwise called Liancourt and Taka Shima) is in the Sea of Japan approximately midway between Korea and Honshu (131.80E, 36.20N). This Island is, in fact, only a group of barren, uninhabited rocks. When the Treaty of Peace with Japan was being drafted, the Republic of Korea asserted its claims to Dokto but the United States concluded that they remained under Japanese sovereignty and the Island was not included among the Islands that Japan released from its ownership under the Peace Treaty. The Republic of Korea has been confidentially informed of the United States position regarding the islands but our position has not been made public. Though the United States considers that the islands are Japanese territory, we have declined to interfere in the dispute. Our position has been that the dispute might properly be referred to the International Court of Justice and this suggestion has been informally conveyed to the Republic of Korea.

# TOP SECRET

22

DECLASSIFIED  
Authority NND 947020

**TOP SECRET**

This Mission was advised by the Republic of Korea  
that:

"What is still worse is that Japan now claims the possession of the little islet of Dokto known as Liancourt Rocks near the Woolnungdo known as Dagelet. Japanese officials are making frequent visits to the islet with armed vessels molesting Korean fishermen there. They set up posts here and there in the islet with description declaring as if it were Japanese territory. Throughout our history and knowledge up to the very moment of the declaration of sovereignty over adjacent seas (Rhee Line), Korea's sovereignty over it has never been contended by any country, as it has long been an immovably established fact that the islet, Dokto, has been historically as well as legally a part of Woolnungdo (Dagelet) Korean territory."

5. Claims and Counter-Claims

The various claims of the Republic of Korea against Japan and Japan against Korea are very complex and an analysis of the claims issue by the United States Embassy in Tokyo is attached as Enclosure No. 2. The basic issue at stake is whether Japan is obliged to pay a substantial sum--the equivalent of reparations--to Korea, or whether the transfer to the Republic of Korea of Japan's public and private property in Korea--constituting a large percentage of the wealth of Korea--should be balanced off against Korean claims so that the claims and counter-claims would largely cancel each other out.

a. Japanese Claims Against Korea Arising From Property Formerly Owned by Japanese Private Interests

The claim asserted by the Japanese against Korea can be disposed of most readily. This claim is based on the value of property in Korea formerly owned by Japanese private interests that was transferred to the Republic of Korea by the United States Military Government under a Settlement entitled "Initial Financial and Property Settlement Between the Government of the Republic of Korea and the Government of the United States of America" dated September 11, 1948. Japan, by signing the Treaty of Peace with Japan at San Francisco on September 8, 1951, recognized the "validity of dispositions of property of Japan and Japanese national made by or pursuant to directives of United States Military Government \* \*."

**TOP SECRET**

23

DECLASSIFIED

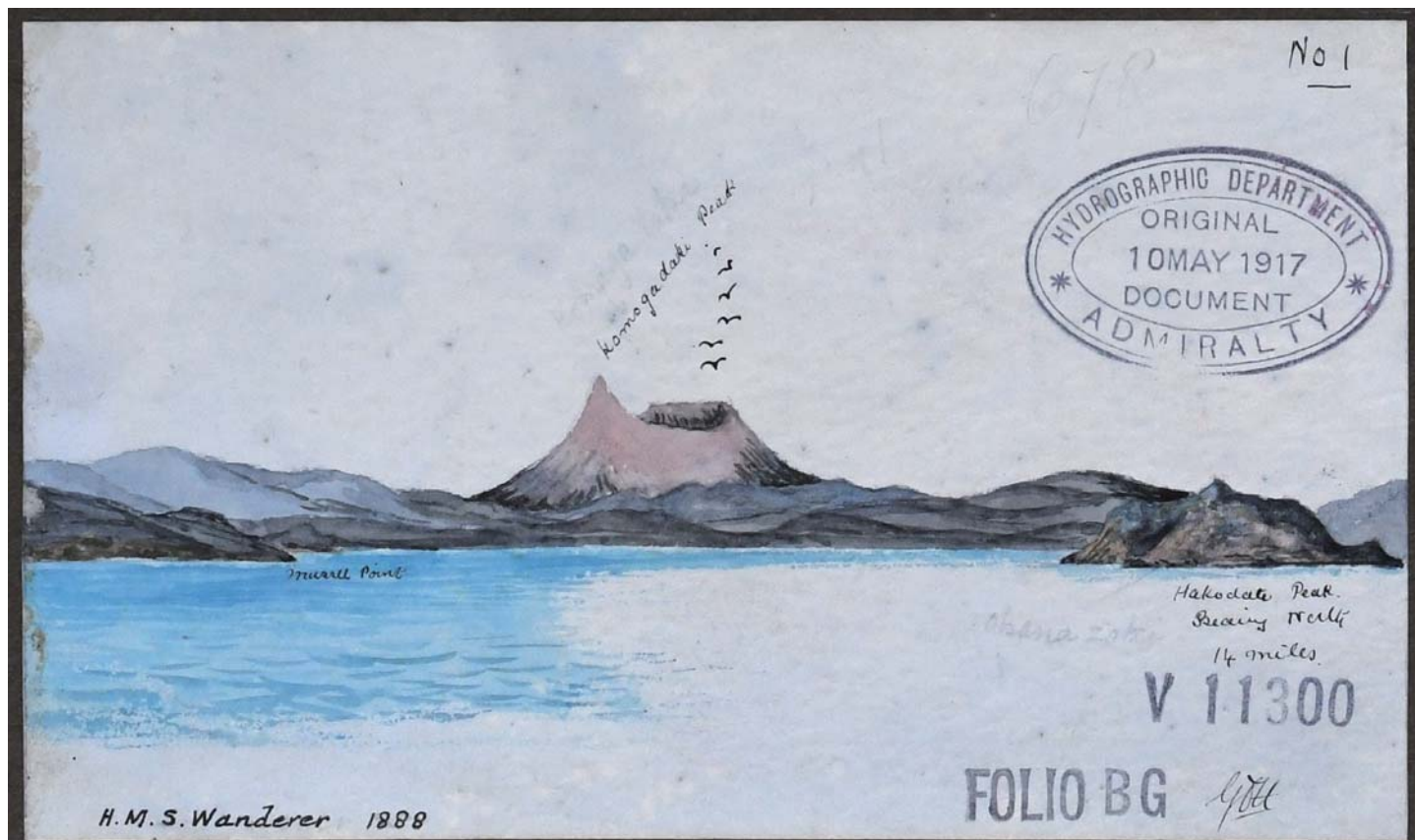
Authority NND 947020

## 資料群5：江戸時代に描かれた英国海軍のスケッチ(素描画)

時は江戸時代末期。欧米列強が日本周辺に艦艇を派遣しはじめた時代。かの有名な黒船の浦賀来航(1853年(嘉永6年))と近接した時代である。ちょうどその頃、英国海軍は、王立艦隊(Royal Navy)を日本海に派遣していた。英国海軍は、日本周辺海域に派遣された際に竹島のスケッチ(素描画)を含む素描画を数十点描いていた。これらの貴重なスケッチ群が英国国立公文書館で発見された。

日本に関する素描画については、以下の5種を確認している。


- ADM344/1566 対馬、周防灘
- ADM344/1567 竹島、佐渡、タブシマ(ママ:山形県の飛島(とびしま)のことと考えられる)
- ADM344/1568 函館、北海道駒ヶ岳
- ADM344/1569 函館山、函館湾周辺
- ADM344/1570 利尻島、礼文島



※“HYDROGRAPHIC DEPARTMENT”の印が押されていることから、英国海軍水路部が作成、保管していたことがうかがえる。

ADM344/1568 函館、北海道駒ヶ岳

*Liaucourt Rocks  
Japan Sea*



*W 7/8 E. 6 miles      West. 9 miles.*

*Heldmann  
August 9. 1866.*



※竹島が、佐渡島、タブシマ(飛島)と同じ頁におさめられている。

ADM344/1567 竹島、佐渡、タブシマ

# 江戸時代末期、英国海軍が竹島を「リアンクール岩 - 日本海」として佐渡島と同じ用紙に素描画を描き、英国国立公文書館は日本の地域が描かれたスケッチ群の中に所蔵

## No.13 英国海軍作成の竹島の素描画 (1866年(慶応2年)8月9日)

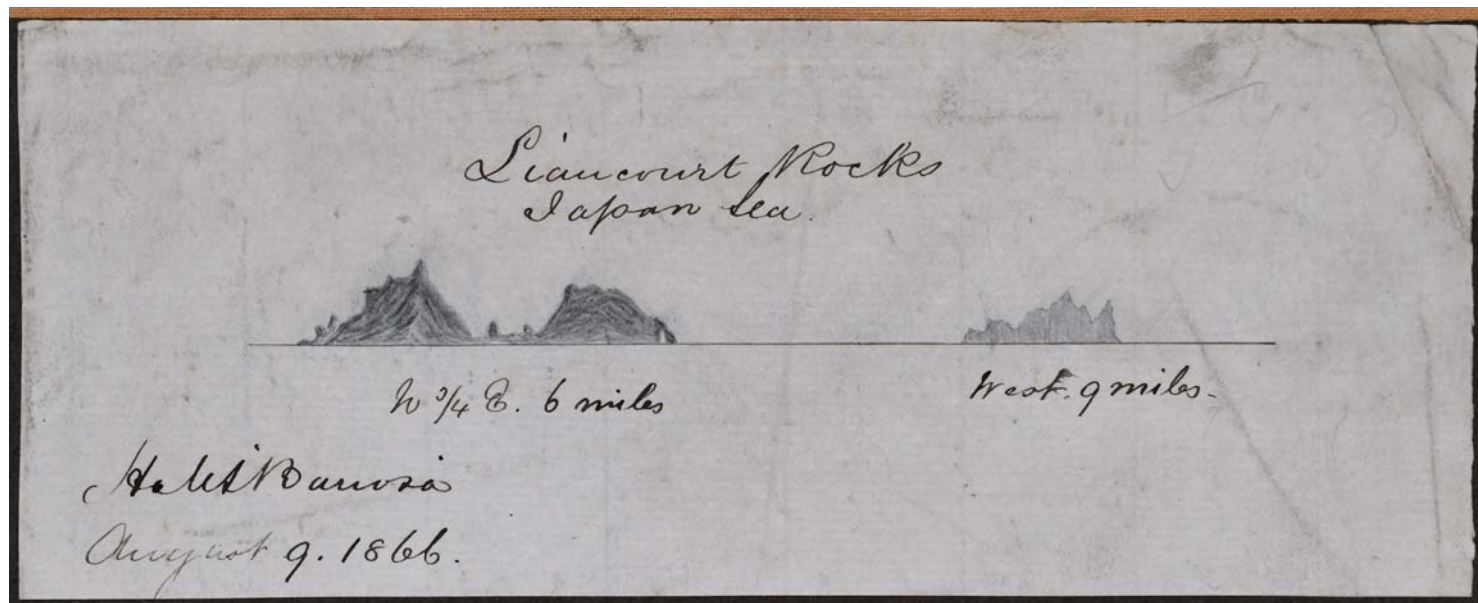
### 資料概要

“Liancourt Rocks - Japan Sea”というタイトルの1866年(慶応2年)作成の素描画(※「Liancourt Rocks」とは、江戸時代後期から明治中期にかけての竹島の呼称)。本素描画は、英国海軍艦艇バローサ(Barrosa)号から竹島を望んで書かれた対景図。スケッチ上に記された文字から、左側の画は同船から、N3/4E(ノース・スリークォーター・イースト)(方位角33.75度)の方向で距離6マイルに位置する竹島の島影を、右側の画は同船から西方9マイルに位置する竹島の島影をそれぞれ描いたものと考えられる。

スケッチの描写は正確なものであり、竹島の東西二つの島のうち、西側にある左側の男島の方が東側にある女島よりも標高が高く描かれている。遠くから眺めたとき、その姿は、現在とほぼ変わらない。このスケッチが描かれた当時、誰が百年後にこの島が日本と韓国の争いの場となることを予想することができただろうか。

もっと島に近づけば、現在と違って草木のほとんど生えていない岩肌や和布や鮑などの豊かな海産物、そしてアシカの姿を見ることができたにちがいない。

英国海軍による同素描画において、リアンクール岩(現在の竹島)が日本海の島として佐渡島と同じスケッチ用紙に描かれている。なお、同じ資料群における素描画としては、「ADM344/1566 対馬、周防灘」、「ADM344/1567 竹島、佐渡、タブシマ(ママ:山形県の飛島(とびしま)のことと考えられる)」、「ADM344/1568 函館、北海道駒ヶ岳」、「ADM344/1569 函館山、函館湾周辺」、「ADM344/1570 利尻島、礼文島」、の5種類が確認されている。英国国立公文書館は、これらのスケッチをいずれも日本の地域が描かれたスケッチ群として所蔵している。



作成年月日	1866年(慶応2年)8月9日
編著者	-
発行者	-
収録誌	ADM 344/1567 Japan: Honshu, NW Coast
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	英国国立公文書館
利用方法	英国国立公文書館で利用手続きを行う

内容見本	“Liancourt Rocks - Japan Sea” N3/4E 6 miles West 9 miles HMS Barrosa August 9, 1866.
------	---

## No.13-参考：英国海軍作成の鬱陵島の素描画

(1859年(安政6年))

英国海軍が鬱陵島の素描画を描き、英国国立公文書館は朝鮮の地域が描かれたスケッチ群の中に所蔵

### 資料概要

“Island of Dagelet ESE”というタイトルの1859年(安政6年)の素描画である(※「Dagelet(ダジュレー)」とは、鬱陵島の英語名称)。本素描画は、英国海軍艦艇アクタイオン(Actaeon)号から鬱陵島を望んで書かれた対景図。スケッチ上の表記から、同船から東南東の方角に位置する同島を描いたものと考えられる。

英国国立公文書館において、竹島(リアンクール岩)を描いた素描画が日本を描いた素描画の資料群として位置づけられているのに対し、鬱陵島の素描画は朝鮮(Korea)を描いた素描画の資料群として位置づけられている。なお、朝鮮に分類されたスケッチ群としては、「ADM344-1575: 巨文島, Korea」、「ADM344-1576: Korea TSAU-LIANG-HAE, 巨文島」、「ADM344-1577: 鬱陵島、Fusan-Hafen, Masanpho-Fohrde」、等がある。



作成年月日	1859年(安政6年)
編著者	-
発行者	-
収録誌	ADM 344/1577 Korea, S and E Coast
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	英国国立公文書館
利用方法	英国国立公文書館で利用手続きを行う

### 内容見本

Island of Dagelet ESE

7 コラム

# 田村清三郎 — 島根県で活躍した竹島の専門家 —

戦後、竹島研究の第一人者といえ、『竹島の歴史地理学的研究』、『竹島の領有』の著書で知られ、外務省条約局等で活躍した川上健三(かわかみ・けんぞう)氏であろう。川上氏は外務省職員として、国の立場で竹島問題に取り組んだ人物である。川上氏が活躍した同時代に、地元島根県においても、竹島研究に一心に取り組み、多大な業績を残した人物がいた。本コラムで紹介する田村清三郎(たむら・せいざぶろう)氏である。

田村清三郎氏は、1914年(大正3年)安東(旧満州)生まれ。本籍のある島根県で旧制松江高校を卒業し、京都帝国大学に進学。同大法学部を卒業後は満州国官吏となる。満州から引き揚げた後、1950年(昭和25年)から島根県総務部広報文書課、後に県史編纂室等で勤務した。田村氏は、この県職員時代から竹島問題に本格的に取り組んだ。そして、その成果として『島根県竹島の研究』をまとめあげた。

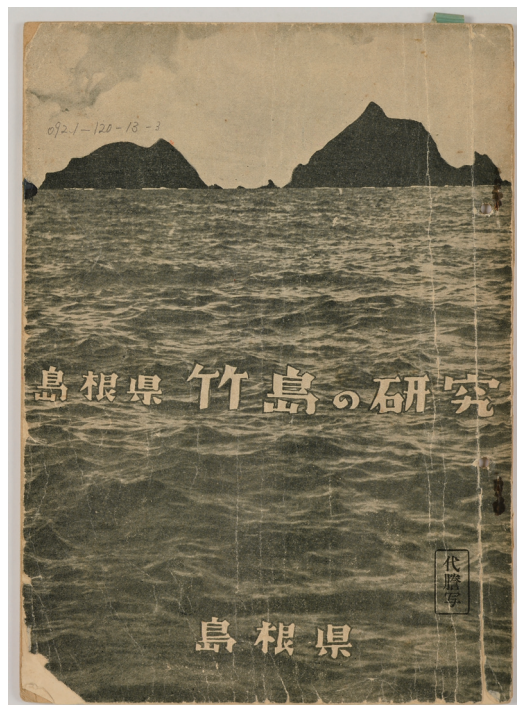
田村氏が島根県総務部広報文書課での勤務を始めた1950年(昭和25年)は、戦後5年が経過していたが、日本はなお占領下におかれ、主権が制限されていた時代である。また、折しも、隣国では朝鮮戦争が勃発し、日本の重工業が急速に回復しつつある時代でもあった。

それから、およそ1年後、1951年(昭和26年)9月に開催されたサンフランシスコ講和会議において平和条約が調印され、竹島は日本の領土であることが確認された。

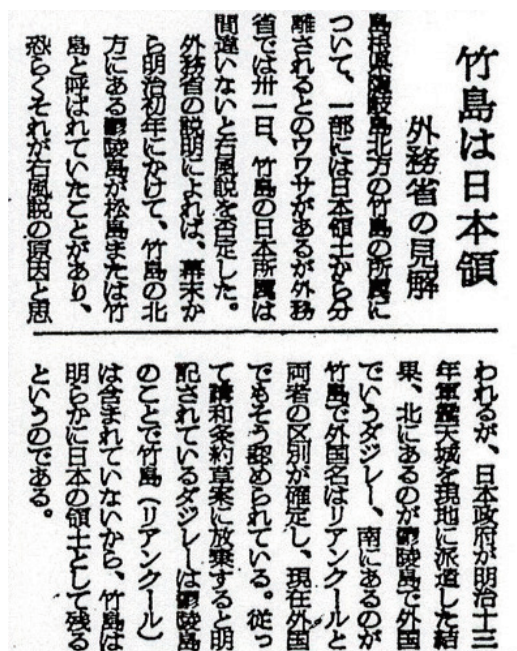
他方で、サンフランシスコ講和会議の直前、かつて鬱陵島が「竹島」と呼ばれていた歴史的事情が曲解され、現在の竹島が韓国領であるとの風説が生じていた。外務省は、このような根拠なき風説が取り上げられるのは遺憾であるとして、1951年(昭和26年)8月31日に新聞発表を行い、当該風説を全面的に否定した(1951年(昭和26年)9月1日付朝日新聞)。また、竹島所属問題についての疑わしい風説を究明するため、翌9月1日には、地元島根県に対しても、竹島について歴史的経緯や漁業関係実績について詳細な報告をするよう求めた。このとき、島根県側で中心的に調査研究にあたったのが、田村清三郎氏であった。

田村氏は、隠岐支庁に依頼し関係者から聞き取りを行ったほか、公文書を始めとして、歴史資料の調査収集を行った上、同月中に外務省へ報告書を提出した。

その後も田村氏は、精力的に調査を継続し、地元島根県所蔵の資料を中心に体系的に整理した。1954年(昭和29年)3月、田村氏による調査研究の成果が1冊の本にまとめられ刊行された(※)。『島根県竹島の研究』(田村清三郎著/島根県総務部広報文書課発行)である(現在、絶版)。



田村清三郎『島根県竹島の研究』(島根県立図書館所蔵)

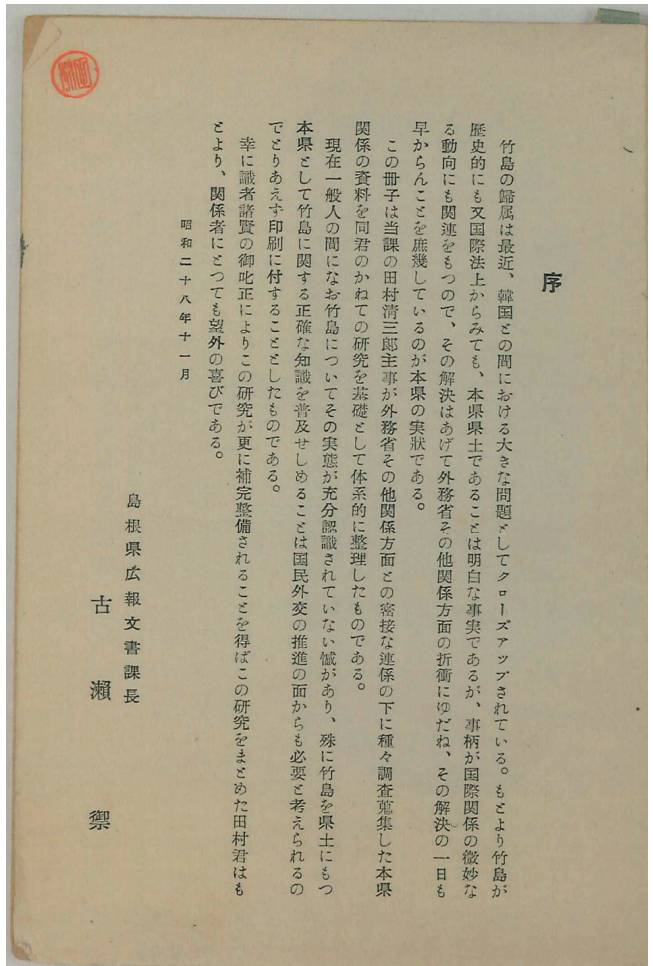
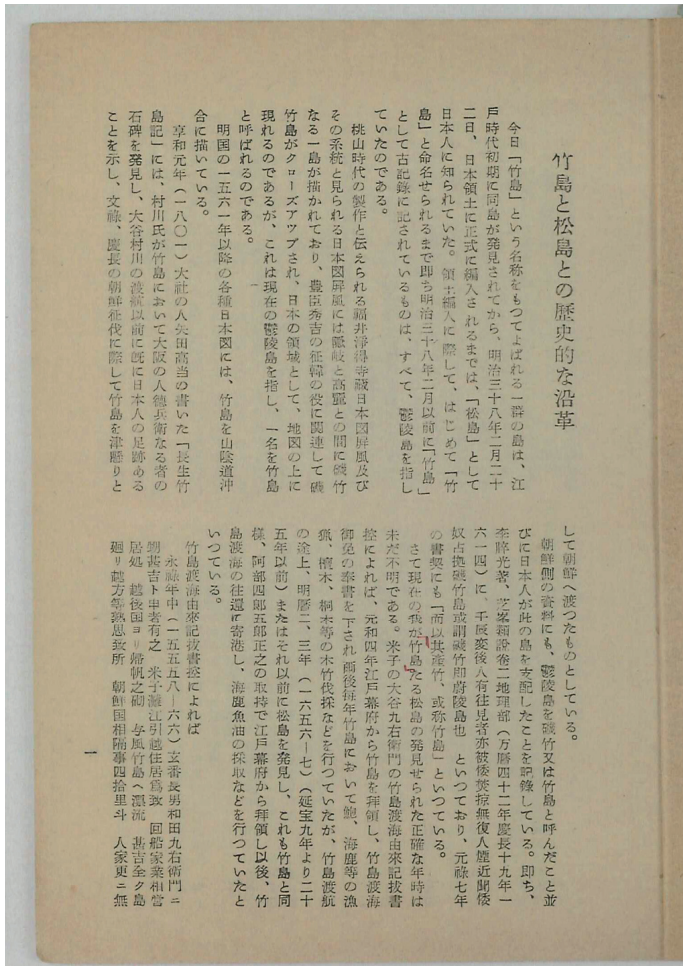


1951年(昭和26年)9月1日付朝日新聞

※ 田村氏の著作『島根県竹島の研究』の「あとがき」に、先述した外務省の川上健三氏、島根県東京事務所の速水保孝(はやみ・やすたか)氏のほか、水産庁の中井甚二郎氏(※竹島の領有の再確認及び島根県編入の契機となった「りやんこ島領土編入並に貸下願」を1905年(明治38年)に提出した中井養三郎氏の次男)の3氏の名を挙げて自らの研究への協力に謝意を記している。

また、川上健三氏の著書『竹島の歴史地理学的研究』の「はしがき」においては、田村氏に関して、「…島根県庁および隠岐支庁等より多大の便宜を受けたが、特に島根県庁の田村清三郎氏、隠岐高等学校の田中豊治氏の努力に負うところがきわめて大きい。」と記されており、田村氏と川上氏が互いに協力して竹島研究を行っていたことが窺える。

田村氏、川上氏、中井氏、速水氏の4氏が竹島研究に及ぼした功績ははかりしれない。



『島根県竹島の研究』が出版された1954年(昭和29年)は、韓国が一方向的に竹島に「海洋警察隊」を常駐させた年でもある(※現在までの韓国による不法占拠につながる)。その前年(1953年(昭和28年))には、韓国による海上保安庁巡視船「へくら」への銃撃事件が発生するなど、竹島にとってまさに激動の時期でもある。

このような時代背景のなか、田村氏は、同書において、その激動期における最新問題の分析や解決への提言を優先するのではなく、同書の第一章に相当する「竹島と松島との歴史的沿革」の記述をはじめ、これまでの調査研究で蓄積した基礎的な史実の追跡を中心に同書をまとめた。島根県としては、外交関係は外務省にまかせ、まずは、竹島に関する基本的事実関係を体系的に示すことが県の役割として何よりも重要であると考えていたからであろう。このことは、「あとがき」で田村氏本人が「資料の収集において、私は県所蔵のもの他、米子、鳥取と隠岐に最も重点を注いだのであるが、殊に隠岐における古老の証言や伝説に貴重な資料を得たのである。」「韓国側の声明とそれに対する私の反論とは、ここでは省略したが(以下、略)」と記していること、また、当時の上司にあたる古瀬広報文書課長が序文に「もとより竹島が歴史的にも又国際法上からみても、本県県土であることは明白な事実であるが、事柄が国際関係の微妙なる動向にも関連をもつので、その解決はあげて外務省その他関係方面の折衝にゆだね、その解決の一日も早からんことを庶幾している」と記していることから推察できる。

歴史前に竹島が隠岐の国に結びつけられていることは、私がこの研究を始めたときから知っていたのであるが、対馬暖流の影響から、竹島への航路が、隠岐ルートのみに限られていた事実を発見して、私は、竹島が島根県に編入されたのは偶然でないこと知ったのである。

會つて隠岐郡五箇村長が、五箇村の地先にある竹島という表現によつて、竹島の五箇村区域への編入を主張したのであるが、八十数哩を距てている竹島を地先と表現するのも必しも牽強の説でないとは考えざるを得ない。

伯耆の大谷、村川の両氏の竹島丸も隠岐郡福浦を根拠地として渡海し、浜田の倉津屋八右衛門も隠岐を経ていわゆる竹島へ渡海したのではないかと考えられるのであり、明治大正の交における浜田、仁万、あるいは鳥取県漁民の隠岐島渡航が知夫郡福浦を起点としていることなど、いよいよその感を深からしめるのである。

資料の蒐集において、私は県所蔵のもの他、米子、鳥取と隠岐に最も重点を注いだのであるが、殊に隠岐における古老の証言や伝説に貴重な資料を得たのである。

韓国側の声明とそれに対する私の反論とは、ここでは省略したが、わが竹島の一名を于山となす如きは、東国輿地勝覽に隠岐島の他に于山島ありとする記述があるのみであり、于山島が隠岐島の別名に外ならないことは、朝鮮側の記録のすべてに認めるところであり、隠岐島を三百年空棄の地と、隠岐島自体に対しても最も知識の欠乏を疑っていた作品である東国輿地勝覽について我が竹島に関する資料を求めるとは、木によつて魚を求め以上の愚い、わねばならぬ。

なお、本書の大綱が成立してから、外務省条約局川上健三事務官から多分の教示を受けたことと水産庁中井善二郎氏から竹島漁獲合資会社資料の提供を受けたことは、私の特に感謝するところであり、本県東事務所の速水保孝主事の研究も本書成立のための大きな推進力となった。

上司の命によつて、本研究に従事したのであるが、特に古瀬広報文書課長が総指導されたことを感謝した。

昭和二十八年十一月

島根県総務部広報文書課  
田村清三郎

田村清三郎『島根県竹島の研究』(島根県立図書館所蔵)



後年、田村氏は、その後の調査研究等の成果を含め、その集大成として『島根県竹島の新研究』を執筆した。同書は、竹島に関する新発見の資料を加えて、『島根県竹島の研究』を全面的に書き改めたものであり、1965年(昭和40年)に田村氏自身の手で発行された。『島根県竹島の新研究』は、島根県総務部総務課が、1996年(平成8年)に復刻版(以降5回増刷)を、2010年(平成22年)には補訂版を出版し、現在でも竹島研究の基本書として広く流通している。

島 根 新 聞

# 竹島は島根領土

## 田村さん、新資料を発表

日韓批准国会で竹島の帰属問題が論議されているが、島根県総務課勤務の田村清三郎さん(金コリ松江市浜乃木町)は、かねて研究調査をつづけていた竹島ははつきり島根県の領土であるという「島根県竹島の新研究」A五版 百六十巻を四日発行した。

いまではそれも古くなり、県に残証拠が欠けているためであるかの本が全然ない。このため田村さんは個人で発行することを思いついたもので、竹島の歴史、沿革だけにどめなないで韓国側の主張の全文をあげて、これに対する反論をつけ、わかりやすく解説している。

竹島研究は昭和二十九年三月、島根県で出版したことがあるが、

田村さんは竹島問題の解決が長引いているのは日本側にたしか

竹島問題は土儀も行司もない相撲のような状態にあるので、いくらわが国が動かない証拠を示しても、負けたことを認めない相手と取り組んでいるようなものだ。交換公文で調停によって解決を図ることと決められたので、国際司法裁判所の判決による解決の道はふさがれたようであるが、なんとか

国民の竹島問題の理解が進められ誤りのない世論の形成に寄与したいと話している。(写真は竹島新研究を手にした竹島は日本領土だと主張する田村さん)

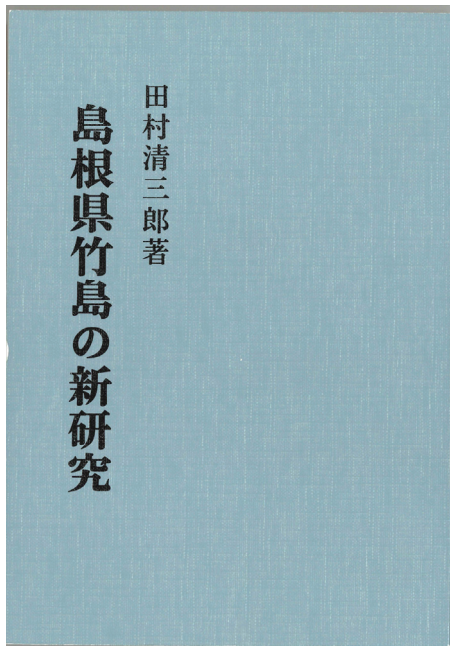


『島根県竹島の新研究』発行を伝える新聞報道(1965年(昭和40年)11月5日付島根新聞)

※注: 上記記事で取り上げられている交換公文(1965年(昭和40年)6月22日)は、両国の合意により国際司法裁判所(ICJ)へ付託することを排除するのではなく、2012年(平成24年)8月21日に日本政府は竹島問題のICJへの付託を韓国政府に提案している。

このような今に続く素晴らしい業績を残した田村氏は、同書の刊行からおおよそ2年半後、1968年(昭和43年)4月、島根県立図書館次長在職中に死去した。

なお、田村清三郎氏のご夫人の田村のり子さんは、著名な詩人で多くの詩集を出版されている。田村のり子さんは竹島に関する詩を詠んでおり、それらは『連作詩 竹島』(山陰詩人クラブ刊)に綴られている。田村のり子さんの詩には、亡き夫清三郎氏への深い愛情と追憶、そして、竹島が日本に返還されることを願う想いが込められている。



**著者の紹介**

大正3年 安東(旧満州)生まれ  
 昭和8年 旧制松江高校入学のため本籍地島根に来県  
 昭和15年 京大法学部卒業  
 同年 備前しん州国役人となる  
 昭和25年 引揚げ後島根県庁広報文書課勤務  
 昭和38~42年 県史編さん室主幹  
 昭和42年 県立図書館次長  
 昭和43年4月 死去(54歳)

**編著書**

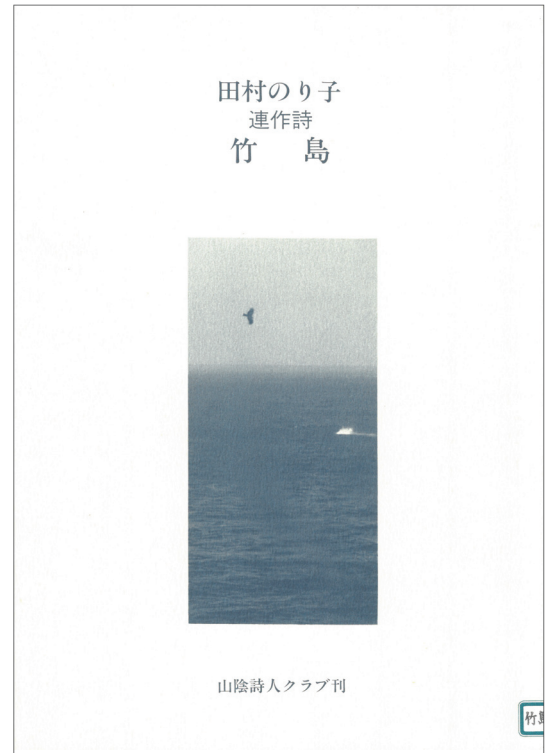
『竜江省教育沿革』(昭18) 『島根県竹島の研究』(昭29)  
 『島根県庁蔵郷土資料目録』(昭31)  
 『島根県竹島の新研究』(昭40)  
 『明治初年の県政』(昭41)

---

**島根県竹島の新研究【復刻補訂版】**

昭和40年10月 初版発行  
 平成8年3月 復刻版 第1刷発行  
 平成8年5月 第2刷発行  
 平成9年2月 第3刷発行  
 平成14年10月 第4刷発行  
 平成17年3月 第5刷発行  
 平成22年6月 復刻補訂版第1刷発行

著者 田村 清三郎  
 発行者 島根県総務部総務課  
 TEL (0852)22-5012



ここだけの話

二十八年ぶりのあなたが帰ってきた  
 一冊の本の著者として  
 しがたない異役人則鳴子の 誤植だらけの  
 だがそれはしがたない書物ではない  
 主題はいわば国事の  
 (弊衣破帽で天下論じた旧制高校生たりし名残か)  
 『島根県竹島の新研究』

家内わたしが言うのもなんだけど  
 けっこう考証精緻・論理明晰  
 苦労しこしこ楽しんで  
 刊行三十一年経ってもとれたたの果実みたいに未だ新鮮  
 国連海洋法条約批准を控えて 平成八年  
 再刊された島根県復刻本は

誤植まるごと刷っても刷っても底をつき  
 はけない詩集を積み上げている女房わたしの慌てぶり  
 今日第四刷出来  
 死せるあなたが人たちの間を長身瘦軀往来し  
 人たちの口の端に  
 またしても甦る島上の人  
 生ま身の命より命長いものがあつた歡び  
 それもこれも何あんにもあなたは知らない哀しみ  
 その書をなぞってするわが竹島連作詩のことも――  
 詩人杉山平一先生は  
 なによりの供養になると雅びな筆跡をくださった  
 亡き後輩の妻君わたしを励まして

永遠の供養 それはたぶん  
 「竹島」本などもう用なしになること  
 そのときもう  
 海はみんなのものだから  
 世界はひとつの民だから  
 文句あるなら出てきて何か言って  
 あの在りし日のように ひとよ  
 彼岸のひと 彼岸の著者よ

則鳴 || 「物不得其平則鳴」不平を鳴らすの語源(兼退之)に拠る故人の号

田村のり子『連作詩 竹島』(島根県竹島資料室所蔵)

## 8 あしがき(研究チーム)

今年度の報告書は五つの資料群からなる。

資料群1として、戦前に竹島での漁業権を持っていた隠岐の人々が、戦後、竹島における漁業復活を目指した動きを紹介した。占領下の竹島は、マッカーサー・ライン、そして、米軍の爆撃訓練区域指定により漁業が禁止されていた。これらの漁業規制に対して、隠岐の漁業協同組合が漁業復活を求めて活発な運動を行った様子や陳情の内容などを示す資料は、日本が竹島を有効に支配していたことを裏付けるものである。

資料群2として、戦後の韓国による不法占拠に対して日本政府が行った抗議に関する口上書や竹島領有の根拠を記した両国政府の見解の交換についてとりあげるなど、戦後の竹島をめぐる状況について多くの頁を割いた。

また、資料群3として、朝鮮の領域に関する絵図・地理書を扱い、現在の竹島が韓国の領域として認識されていなかったことを示す絵図などの資料を紹介した。

資料群4として、戦後の日本の領土を確定したサンフランシスコ平和条約の作成過程と同条約

発効後における英米の認識を示す資料を掲載した。

また、昨年度に引き続き今年度の調査においても米国国立公文書館所蔵資料の調査を行うとともに、英国国立公文書館における調査も行った。その成果として、資料群4に掲載した在東京英国大使館が竹島は間違いなく日本領であると英国外務省に報告した文書の原本を確認することができたほか、資料群5に掲載した竹島に関する19世紀後半の英国海軍作成のスケッチ(素描画)等を発見することができた。

このように、今年度の報告書では、主に、戦後の竹島をめぐる動きや諸外国の認識等を示す重要な資料を提示することができたと考えている。竹島をはじめとする日本の領土問題に関する教育の充実が目指されている現在、この調査がその一助となることを願うものである。

未筆ではあるが、本事業を進めるにあたって、研究委員及び研究チーム各位、並びに次の諸機関及び個人の方から多大なるご協力を頂いたことを記すとともに、感謝の意を表したい。

研究チーム調査統括 藤井賢二

## 調査先(順不同)

### 【島根県】

島根県竹島資料室  
島根県公文書センター  
島根県立図書館

### 【東京都】

国立国会図書館東京本館  
一橋大学附属図書館  
東京海洋大学附属図書館(品川キャンパス)  
東京大学総合図書館  
東京大学法学部研究室図書室  
東京大学東洋文化研究所

### 【その他】

日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館  
千葉県立文書館  
千葉県立図書館  
国立研究開発法人水産総合研究センター  
中央水産研究所図書資料館  
神奈川県立公文書館  
三重県総合博物館  
三重県立図書館  
国立国会図書館関西館  
京都府立京都学・歴彩館  
奈良県立図書情報館  
神戸市立中央図書館  
神戸市立博物館  
神戸大学海事博物館  
神戸大学国際文化学図書館  
新潟県立図書館  
個人





平成29年度 内閣官房委託調査  
竹島に関する資料調査報告書